

とたりいづれも名不詳
細くぞ下に「ある」の意をこめたり
宮腹醍醐天皇々女
康子内親王
大姫君は「其この上」に「其の」の意あり
わが御子に奉り給ひて
わが御子とせられてなり
藏人頭にて「その上」の意あり
れは「の」意あり
御蒙着の屏風
男子の元服の如く女子の祝な
りさる祝の席に必ずあるべ
き御屏風
公忠の御孫、正四位下

石大辨なり拾遺集夏に、
北宮の裳着公忠朝臣と源ありて此歌あり、公忠集に「公忠集に」のみぐし上げの屏風に、山を越ゆる人の時鳥をき、たる處に「歌あり一首の意は「行き過ぎ」か
ねて一日山路に暮したそれ珍しきに今一思つたばかりに「なり
人にとりては公忠卿としてはなり
師輔公が通はれしとなり

女院(子)贈皇后宮(子)の御父なり。公卿にて二十年。大臣の位にて十二年。世を治せ給ひ榮て五年ぞ在す。正暦(一)元年七月二日亡させ給にき。御年六十二。

出家せさせ給てしかば、後の御諱なし。内裏に參内せ給には更なり。牛車にて北陣まで入せ給は、其より内は何許の程ならねど、紐解て入せ給とぞ。然ど其は然ても有なん。相撲の折、東宮の在せば、二所の御前に、何をも押遣て御汗取ばかりにて侍せ給けるこそ、世に類なく此上なき事なれ。末には北方も在さざりければ、男住にて東三條殿の西の對を清涼殿造りに、御装置より初て住せ給ふなどをぞ、余なる事に人申すめりし。仍臣下に成せ給ぬれば、御果報の及せ給ぬにや、然様の御身持に久くは保せ給ぬとも判め申すめりき。
其の程は、夢解も巫も、偉き者どもの侍しぞとよ。堀川攝政(兼)の繁榮給

し時に、此の東三條殿(兼)は、御官職ども停られさせ給て、甚辛く思し在し時に、人の夢に、彼の堀川院(兼)より矢を多く東方に射るを、如何なるぞと見れば、東三條殿(兼)に皆落ぬと見たり。好らず思ひ聞え給る方より矢負せ給は、凶き事ならんと思て殿(殿中)にも申ければ、恐れさせ給て夢解に占せ給ければ、占「甚う吉き御夢なり。世中の此の殿(兼)に移りて、彼の殿の人の悉皆參るべきが見たるなり」と申けるが、中ざりし事は。又其の頃好き巫侍りき。賀茂の若宮の憑せ給とて俯伏てのみ物を申しかば、打伏の巫女とぞ世人命名て侍りし。大入道殿(兼)召て物占せ給けるに、甚偉く申ければ、差當りたる事過にし方の事も皆言ふ事なれば、然思召けるに、叶せ給ふ事どもの出来る隨に、後々には御装束奉り御冠せさせ給て、御膝に枕せさせて物占せける。其に一事として、將來の事申し誤たざりけり。然様に近く召寄るに言ふ効なき際の者にもあら

繩出させ
内親王を宮中
より自家に退
出せしめてな
り
男を通じて
貴人の自身を
いふ詞なり
あふかり
在天の靈は大
空を翔りても
見給へとなり
あるまじきと
よろしからず
とやなり
一よりひ
つをいふ
下づ
東帯の時靴の
下に用うる足
袋の如きもの
帛にてつくる
さらなり
勿論の事とな
り
一寸おとさせ

皇子方と臣下
の公季との區
別とせられし
なり
御年云々
公季なり
公成
實成の子
具せさせ給は
ぬ限り
おつれになら
ねばなり
弓場殿云々
騎射、競馬な
どを天皇の御
覽なる殿、そ
のあたりまで
前驅の人をや
りおきて自身
は立止り公成
卿を待たる
なり
公成の童名

で、少し御許程の際にてぞありける。
此の殿(兼)法興院に在す事をぞ、快らぬ所と人は受け申ざりしかど、甚
う興ぜさせ給て、肯も入で渡せ給て、程なく亡させ給にき。兼「東山など
の甚程近く見るが、山里と覺て興趣きなり」とぞ仰られける。御物忌の
折渡せ給んとて、在しては如何あると御占を爲させ給て、其の度法興院
にて御病付て亡させ給るぞかし。御廐の馬に御隨身乗て粟田口へ遣した
るが、遙々と見るなど興き事に仰られて、月の明き夜は下格子せで眺さ
せ給けるに、眼に見ぬ物の齋々と閉り渡したりければ、侍ふ人々は怖ぢ
騒ど、殿は露驚せ給て、御枕上なる太刀を引拔せ給て、兼「月見ると上
たる格子を下すは何者の爲るぞ。甚便なし。元の如に上げ渡せ。然らずば
悪かりなん」と仰られければ、即て開り渡しなど、大方合點ぬ事ども侍
りけり。然て遂に殿門の御領にもならで、斯く御堂には爲させ給るなめ

り。
此の大臣(兼)の御君達、女君四所男君五人在しき。女二所、男三所は攝津
守藤原仲正主の御女(姫)の腹に在す。三條院の御母の贈皇后宮(子)と、
女院(子)と、大臣三人(兼)道長)ぞかし。此の御母(姫)如何に思しけるにか、
未だ若う在しける折、二條大路に出て夕占問ひ給ければ、白髪甚く白き
女の只一人往くが、立止りて、女「何事し給ふ人ぞ。若し夕占問ひ給ふか。
何事なりとも思さん事叶て、此の大路よりも廣く長く榮させ給へき」と、
打申し懸てこそ罷りにけれ。人にあらで然へき者の示し奉りけるにこそ
侍りけめ。女君一人は女院(子)の後の宮にて在し、折の宣旨にて在しき。
又對の御方(國章)と聞し御腹の女(子)綏、甚う愛らし申せ給て、十一に在せ
し折、尙侍に爲し奉せ給て、内裏住せさせ奉せ給し。御容貌甚美うて、
御髪も十二の程に、糸を燃り懸たるやうにて甚愛たく在せば、事は疾

「犬君」なるべし

無量壽院
法成寺の事な
り金堂は西の
方にありしと
いふ治安二平
七月道長建
立、各堂の供
養に天皇東宮
三宮行啓の
よし見えたと
り

ひとみち
一筋になり

好の娘云々、
姪なく娘が、
東宮の中務乳
母のもとに奉
公しあるが、
来て語りしと
なり

源俊賢の男
頭中將顯基
にて北方は實
成の女、公季

の孫なり
隆國の二男、
俊賢の弟なり
顯基の弟なり
關白頼通の養
子となりて子
治大納言と聞
えし人
昔の童名
公季のなり
北陣
月華門の内
あり
細ときて
直衣のなり
相探
毎年七月國々
より召させら
れたる力十ど
も南殿の前に
て御覽あるを
主上御覽ある
なり
二所
主上と東宮と
なり
おせとり
汗疹(かざみ)
ともいふ

大鏡活釋

く三條院の東宮にて御元服させ給ふ夜の御添臥に參せ給て、三條院も憎からぬ者に思召たりき。

夏甚暑き日、渡せ給るに、御前なる氷を取せ給て、三「是れ暫時持ち給たれ。鷹を思ひ給ば、今はと言ざらん限は措き給な」とて、持せ聞え給て御覽じければ、實に形の黒むまでこそ持ち給たりけれ。然とも少時ぞあらんと思し、に、三「哀さ過て疎くこそ覺しか」とこそ、院は仰られけれ。奇き事は、源宰相頼定君通ひ給ふと世に聞て、里に出で給にきかし。只ならず在すとさへ三條院聞せ給て、此の入道殿(道)に、三「然る事の有なるは實際にやあらん」と仰られければ、道「罷りて見て參らん」とて在したりければ、例ならず奇く思して几帳引寄せ給けるを、押遣せ給れば、原華麗なる容貌に甚う化粧し給れば、常よりも美う見え給ふ。道「春宮に參りつるに、然々仰られつれば見奉りに參りつるなり。虚事にも在せんに、

然聞召し給んが甚不便なれば」とて、御胸を引啓させ給て乳を捻り給りければ、御顔に颯と走り注るものか。兎も角も宣せで即て立せ給ぬ。東宮に參せ給て、道「實際に候ひけり」とて、爲給つる有様を啓せさせ給れば、有繫にもと心苦う思召ならせ給る御中なれば、最惜げにこそ思召したりけれ。尙侍は殿(道)歸せ給て後に、人爲ならぬ御心づから、甚う泣き給にけりとぞ、其の折見奉りたる人語り侍りし。東宮に侍ひ給し程も、宰相(定)は通ひ參り給ふ事余りになりてこそは、宮(東)も聞召て、帶刀們して解させや爲ましと思し、かど、故大臣(兼)の事を亡き陰にも如何と最惜かりしかば、然も爲ざりしとぞ仰られける。此の御過失に因り源宰相(定)三條院の御時は殿上も爲給で、地下の上達部にて在せしに、此の御時(後)にこそは殿上し、檢非違使別當などになりてこそ亡せ給にしか。今一所の御腹(姫)の大君は、冷泉院の女御にて、三條院(貞)彈正宮(爲)親王

肌につけて汗をとるに用うる衣、後に童女少年など初夏に上衣と着用たり云々
 臣下は臣下だの果報なるべければ僧越の所行ありては久しくは保たれまじと世評ありしとな
 神おろしを告ぐる人なり女を巫といひ男を現といふ和名いづれをもかんざとよむ
 あてざりし事は「かは」は反語よくあたりし

帥宮(親王)の御母にて、三條院位に即せ在し、かば、贈皇后宮と申さ。彼の三人の宮達を祖父殿(兼)殊の外に愛う申せ給さ。世中に少し事も出で來、雷も鳴り地震も震る時は、先づ東宮の御方に參せ給て、伯父の殿門(道隆、道兼、道長)、其ならぬ人々などを、兼「主上の御方には參れ。此の御方(東宮)には我(兼)侍はん」とぞ仰せられける。雲形といふ高名の御帶は三條院にこそは奉せ給れ。金具の中に、『東宮に奉る』と刀の尖して自筆に書せ給るなり。此の頃は一品宮(禎子)にとこそ承れ。
 此の東宮の御弟の宮達(爲尊)は、少し輕々にぞ在し。帥宮(教)の祭の歸路、和泉式部と相乗せ給て御覽せし體も甚興ありさやな。御車の口の簾を中より斷せ給て、我が御方をば高う上させ給ひ、式部の方をば下して衣長う出させて、紅の袴に赤き色紙の物忌甚廣き付て、地と等しう下げられたりしかば、如何にぞ物見よりは其をこそ人見るめりしか。彈正宮

となり
 いふことなれ
 言ふ通りなればなり
 いふかひなき余り卑賤のさまにもなくて
 おもとほどのお傍の侍女ほどのなり
 法興院、二條の北、京極の東にありたり
 人はうけをり、怪しき事ありとて人々快からず思ひしなり
 「よし」とありしかば往かれしに「の意の上」に含まれ殿ばら子息たちなり

(爲)の童に在し、時の御容貌の美しげさは、計も知らず輝くところは見させ給しか。御元服劣の殊の外に爲させ給にしをや。此の宮達は御心の少し輕く在すこそ、一家の殿門承け申せ給ざりしかど、然べき事の折などは甚う厚遇さ申せ給し。帥宮(教)、一條院の御時の御作文に參せ給しなどは、御前驅など然べき人多くて、甚こそ愛たくて參せ給めりしか。御前にて御襪の甚う張させ給けるに、心地も達て甚堪へ難く在しければ、此の入道殿(長)に斯と聞え申せ給て、鬼間に在して御襪を引抜き奉せ給りければこそ、御心地癒せ給りけれ。
 贈皇后宮(子)の御一腹の今一所の姫君は、圓融院の御時梅壺女御と申て一の皇子(條)生れ給りさ。其の皇子五にて東宮に立せ給ひ、七にて位に即せ給にしがば、御母女御殿、寛和(山)二年丙戌七月五日后に立せ給て中宮と申さ。此の帝を一條院と申さ。其の母后(子)、御惱ありて正曆(條)二年

御堂佛を安置する
堂に改めしと
とされしとな
り
夕方辻に出で
て人の物語し
ゆくに我が思
ふ物の上あり
は身の吉の事
を知るなり万
葉にもあれば
占法なるべし
占法なるべし
善は疾くの意
なり三條院の
御元服は御年
十二歳なり
わたらせ
東宮綏子の方
にたり
かたの黒むま
で氷の型に皮
の黒くなるま
でなり

しはしぞ
永くは堪へじ
となり
頼定君
村上天皇の皇
子爲平王の
左大臣高母は
の女
したまひつる
しらべたるさ
まをなり
いとほしげに
綏子を氣のど
くに思されし
となり
ひとやりなら
ぬにせらるゝ
ならずわがな
せし事の意に
御心づかじ
俗に自業自得
なり
解させやせま
し内侍の官を解
奪して平人と
なさんとな

大鏡活釋

九月十六日入道させ給て、太上天皇と等き位にて女院と聞させ給き。
一天下を我が隨意にして在しき。

此の父大臣(兼)の太郎君、女院の御一腹(姫)の道隆大臣、内大臣にて關白
せさせ給き。次郎君は陸奥守倫寧主の女の腹に在せし君なり。道綱と聞
し。大納言までなりて右大將兼け給りき。此の母君(倫寧)の女極たる和歌の上
手に在しければ、此の殿(兼)の我が方に通せ給ける程の事、歌など書き集
て蜻蛉日記と名けて世に弘め給り。殿(兼)の在したりけるに門を遅く啓け
れば、度々御消息言ひ入させ給に、女君、

女「嘆きつゝ、獨寝る夜の明る間は、
如何に久きものとかは知る。」
甚興ありと思して、

兼「實にや實に冬の夜ならぬ横の戸も、

遅く啓るは苦しかりけり。」

然ば其の御腹(倫寧)の君ぞかし、此の道綱卿。後には東宮傅になり給て傳
殿とぞ申すめりし。甚病弱くて大將をも辭し給てき。其の殿(綱)の今の入
道殿(長)の北政所(子)の御同胞(君)に住み奉り給て、生れ給りし君、宰
相中將兼經、道命阿闍梨、極たる和歌の上手に在しける。父大納言殿(綱)
は寛仁(後)四年十月十三日に出家、同十六日に亡せ給にき。御年六十六
とぞ聞き奉りし。

大入道殿(兼)の御三郎は、栗田殿(兼)の。又四郎(道)は堀川治部少輔君とて、
世の痴者にて仕官も爲で止み給ぬとぞ聞き侍りし。五郎君は只今の入道
殿(長)に在す。女院の御母北方(姫)の御腹の君達三所の御有様申し侍らん。
昭宣公の御君達三平(時平、仲)とは聞さすめりしに、此の三所をば三道(隆
道兼)とや世人申けん。得こそ承らずなりしか」とて微笑む。

リ、一本「蹴させや」又「射させや」ともあり、帶刀は武官なれば頼定を討せしめられんとかと思へど餘り激しきやうなり又一本「けさせやむましこと」などもあれば寫し誤れるにもあるべし。

儀式の時用うる石帶なりその石に雲形の如き紋ある珍石なるべし

金具
石帶の端につける金具なり

一品宮

陽明門院なり父院の殊寵ありしかば讓られてそこにありとなり

まつりのかへさ

前に度々出でたりそのかへさをなり

物忌

物忌札は常には小なる札にて簾にも冠などにもさぐるをわざと異例に大きなるをつけられしなり

うけ申させ云々

不承なるなり

梅壺

桐壺、梅壺、梨壺、藤壺、雷壺を禁中五舎といふ

かげらふ日記

上中下三卷あり

いかに久しき

どれほど永いものか御存じあるまい唯今待たせ申すなどは何でもないの意なり

冬の夜ならぬ

なるほど冬の夜の長きをまち明すは苦しからん、横の戸をおそくあくるをまつすら苦しきになり蜻蛉日記に「歎き

つゝひとりぬる夜の、と例よりはひきつくりひて書きて移ろひたる菊にさしたり」とありて初冬の頃の事なり

すみ
北方として通ひ生まれしなり

道命
新古今集にも道命法師とてあまた見えたり

三道とや

「三道とでも世間で申ましたらうか、さうもきくませんでしたか」なり

目 錄

內 大 臣 道 隆

右 大 臣 道 兼

東三條殿息

藤原氏略系六 道隆、道兼、略系

○道隆 兼家ノ太郎、内大臣、中關白殿ト云
母時姫、攝津守藤原仲正女

道賴 太皇、幼名大千代君、大納言、山井殿ト云
母伊豫守守仁ノ女

伊周 二弟、幼名小千代君、内大臣關白、太宰權帥
母從三位高内侍貴子、從二位高階真人成忠女

隆圓 三弟、僧都
母同伊周

隆家 四弟、幼名河守、中納言兵部卿、前帥殿
母同伊周

賴親 内藏頭
母同上

周賴 木工頭
母同上

周家 兵部大輔
母同上

好親 後出家
母同上

女 定子、母同伊周二條院
母同上

女 某、母同上、三條院東
宮ノ女、御淑景舍

女 某、母同上、御宮教
道親王ノ北方

女 某、母同上、御匣殿、式
部卿、宮教、康親王母代

女 某、母同上、東宮大夫賴
宗ノ北方

女 某、母同上、上東門院ノ
女房、帥殿ト云フ

女 某、母同上、中納言惟仲女、
觀尊、明尊僧正ノ弟子

○道兼 兼家ノ三郎、右大臣、栗田殿、七日關白ト云
母時姫、攝津守仲正女

福足君太郎、

兼隆 二弟、左衛門督
母大藏卿遠量ノ女

兼綱 三弟、前頭中將

女 尊子、一條院女御、暗戸屋ト云、後大藏卿通任ノ
女北方、母一條院ノ御乳母藤三位

女 某、母同兼隆、中宮威子ノ女房、二條ノ御方

兼房 後拾遺ニ讚岐守トアリ

女 三條院ノ皇子敦平親王ノ北方

女 未詳

女 同上

女 同上

女 母紫式部女越後辨

一 内大臣 道隆

御みき
酒を敬ひて
ふ詞、御み帯
の如し御み御
汁は又その甚
しきものなり
祭のかへさ
加茂まつりの
なり
ついでたる形
なり
上戸仲向にて
道隆もとにて
出で給ふ
退出なり

此の大臣は是れ東三條大臣(兼)の一男なり。御母は女院(詮)の同腹(時)なり。關白になり榮え給て六年許や在しけん。大疫癘の年にこそ亡させ給けれ。然ども其の御病にはあらで御み酒の亂れさせ給にしなり。男は上戸一の興の事にすれど、過ぬるは甚不便なる折侍りや。祭の歸途御覽すとて、此一條大將(時)困院大將(光)と同一御車にて、紫野に出させ給ぬ。鳥の突居たる形に瓶を作せ給て興あるものに思して、兎もすれば大御酒入て飲す。今日も其にて參するを興させ給ふ程に、余り漸う過させ給て、後には御車の後、口の簾皆上て、三所(濟時、朝)ながら御髻放ちて在しけるは甚こそ醜しかりけれ。大方此の大將殿達(朝、光)の參り給る、尋常にて出で給をば甚本意なく口惜き事に思召たりけり。物も覺す御裝束も引き亂りて、御車差寄つ、人に倚りて乗り給ぞ甚興ある事に爲させ給ける。但し

社頭 下加茂のなり
祭神 玉依比賣
命
三度 三獻なり
上 上加茂は祭神
別雷神なり
下より上まで
道程 五六十丁
あり
さることにて
「勿論にて」な
り
移の方
車の後の方な
り
一の大納言云
々
首座の大納言
なれば隨行さ
るゝなり
御覽するに
自身の車より
前なる道隆の
車を見らるゝ
ことなり

大鏡活釋

此の殿(道)御酔の程よりは疾く醒る事をぞ爲させ給し。御賀茂詣の日は、社頭にて三度の御土器定りて參する事なるを、其の御時には禰宜神主も心得て、大土器をぞ參せしに、三度は然る事にて七八度など飲て、上の御社に參り給ふ道にては、即て仰向様に後の方を御枕にて不覺に大殿籠りぬ。

一の大納言にては、此の御堂殿(道)ぞ在し、かは、御覽するに、夜に入ぬれば、御前の松明の光に透りて御透影の在さねば、奇しと思召けるに、參り着せ給て御車搔下したれど得知せ給す。如何にと思ど御前驅們も得覺し申さで只侍ふなめるに、入道殿(道)下させ給るに、然てあるべき事ならねば轅の外ながら高やかに、道「や、」と御扇を鳴しなど爲させ給と覺き給ねば、近く居寄て表の御袴の裾を荒らかに引せ給ふ折を覺させ給て、然て御用意は慣せ給れば、御櫛笄具し給りける取出て、粧ひなどして下

この下に「見ゆる」意なるに「の」意も有りたり
東帯の時下袴を着てその上に着用の具し給へりける
持參されたるなり
おはしましければ
この下に「酔たる人とも見えず」の意あり
地獄の云々
常には佛法に冷淡なる人の地獄におちてかなへのふたに頭を打あてし時初めて三寶の御名を思

させ給けるに、些然氣なく清げに在しければ、然ばかり酔なん人の其の夜は起上るべきかは。其ぞ此の殿(道)の御上戸は好く在しける。其の御心の仍終までも忘れ給ざりけるにや、御病付て亡せ給ける時、西に掻向け奉りて『念佛申せ給へ』と人々の勧め奉りければ、隆「濟時朝光などもや極樂には在んずらん」と仰られけるこそ哀なれ。常に御心に思召し慣たる事なれば、彼の地獄の鼎の蓋に頭打當て、三寶の御名を思出けん人の如なる事なりや。御容貌ぞ甚美麗に在し。帥殿(伊)に天下執行の宣旨下し奉りに、此の民部卿殿(賢)の頭辨にて參り給りけるに、御病甚く強て御装束も得奉ざりければ、御直衣にて御簾の外に膝行出させ給したも、長押を下り煩せ給て、女の装束御手に取て形の如に被けさせ給しなん甚哀なりし。他人の甚然許なりたらんには異様なるべきを、仍甚爽に貴に在せしかば、病付てしもこそ容貌は要べかりけれとなん見しところ、民部

大鏡活釋

ひ出して稱名
念佛するの諺
なりべし
帥殿の二内
道隆の二内
周なり當内
大臣なれども
太宰權帥に左
遷せられし事
由前に記した
り
天下の政治を
執行するなり
頭辨
藏人頭にて辨
官なるなり
後世はなり
高階氏にて二
位なればいふ
積善寺
正暦五年二月
廿日に供養あ
りし事なり
御關の云々

卿殿(賢)は常に宜ふなれ。

其の關白殿(隆)は、腹々に男子女子數多在しき。今の北方(子)は大和守高階成忠主の御女なり。後の世は高二位とこそ言ひ侍しか。然て積善寺の供養の口此の入道殿の上座に侍しは甚珍なりし事かな。其の腹に男君三所女君四所在しき。大姫君(子)は一條院の御年十一にて御元服させ給しに、十五にてや入内せ給けん。即て其の年の六月一日に后に立せ給ふ。中宮と申き。東三條殿(兼)の御惱の盛も過させ給て奉せ給しをぞ、世人如何ぞや申し侍りし。然て關白殿(隆)など亡させ給て後に、男皇子一人(教)、女皇子二人(子)生み奉せ給りき。女一宮(子)は入道一品宮とて三條に在す。女二宮(子)は九歳にて亡させ給にき。男皇子は式部卿敦康親王とこそ申しか。度々御志望違にしかば、淺しうて止せ給にしか。冷泉院の宮達(花山)の如に輕々に在さましかば、最惜さも好しくや世人思ひ申さまし。

祖父兼家の大
患中にさし控
ゆることなく
してなり
世に批判あ
りしとなり
度々
一條院の第一
皇子なれば直
ちに御位を御
べかりしを御
弟の後一條院に
又御朱雀院に
超えられ給ふ
をいふ
やませ
終らせられし
となり寛仁二
年十二月十七
年二十にして
薨ぜられたり
淑景舍
桐壺なり
後には
「後に」の意に
打ち

御才甚偉く御性質も甚愛たくぞ在し。

然て此の宮(康)の御母后(子)の御直次の君、三條院の東宮と申し折の淑景舍とて花やかせ給しも、父殿(隆)亡せ給に後、御年廿二三ばかりにて亡させ給にき。三の御方は冷泉院の皇子帥宮(教)と申しをこそは、父殿掣取り奉せ給りしも、後々は即て御中絶にしかば、末の世は一條邊に甚徴しくて在するとぞ聞え給りし。實にや御性質などの甚沈着ず在しければ、半は宮も疎み聞え給りけるとかや。僧客人などの參りたる折は、御簾を甚高やかに押し遣て、御懷を披けて立ち給りければ、宮は御面打頼てなん在しける。侍ふ人も顔の色違ふ心地して俯伏てなん、立んも仍に術なかりける。宮(道)後には道見返りたりしまゝに動きもせられず。物こそ覺ざりしか」とこそ仰せられけれ。又學生們召集て、作文し遊せ給けるに、金を三十兩ばかり、屏風の上よ

打ちつくるな
新發 釋門に
初めて釋門に
入る人なり新
に發心するを
云ふ從二位高
階成忠は晩年
出家したる故
にいふ
御前には
主上の御前に
奉仕の事はな
きなり
奉られしはと
「は」は今の語
尾「わ」と同
じ、申俗にい
は「奉られ
よ」なり
少々の
「よいかげん
の」なり
臺盤所
天皇の御食物
にて上の女房

などの控所な
二間
清涼殿の畫御
座の西
古體
殿上許されざ
りし故注意し
て禁中に入
する昔かたぎ
となり
墮落
零の意なり
對の御力
道隆の妾なり
三條院の
この上に「そ
れは」の意あ
りし
申し
「折の」の意こ
もりたり
今の皇太后
轉じて今皇
太后宮に奉侍
するとなり
又も
「又その他に

り投出して人々打ち給ければ、相應しからず憎しとは思れけれど、其の座にて饗應し申て取り争ひけり。金給りたるは好れども、然も見苦しかりしものかな」とこそ今に申るなれ。人々文作りて誦しなどするにも、巧拙甚高やかに評め給ふ折もありけり。二位新發(高階)の御流にて、此の御族は皆女も學識の在したるなり。母上は高内侍ぞかし。然ど殿上得爲られざりしかば、御前には得參らで、行幸節會などには南殿にぞ參られし。其は實しき文者にて、御前の作文には詩文奉れしはとよ。少々の男子には優りてこそ聞え侍りしか。然様の折召けるにも、臺盤所の方よりは參り給で、弘徽殿の上の御局の方より通りて、二間になん侍ひ給けるとこそ承りしか。古體に侍るにや。女の余に學識偉きは運惡しと人の申なるに、此の内侍後には最甚う墮落せられしも、其の故とこそ覺え侍りしか。

然て其の宮(敦)の上の直次の四の御方(名)は御匣殿と申し、御貌甚美うて、式部卿宮(康)の母代にて在し、疾う亡せ給にき。一腹の女君達斯なり。對の御方と聞させし人の御腹にも女君在しける。三條院の東宮と申し御匣殿にて在せしは、今の皇太后宮(妍)にこそは侍ひ給なれ。又も聞え給し男君達は太郎君、故伊豫守守仁の主の女の腹ぞかし。大千代君よな。其は祖父大臣(兼)の御子にし奉り給て、道賴太郎君とこそは申しか。大納言までなり給りき。父の白殿(隆)亡せ給し年の、六月十一日に打續き亡せ給にき。御年廿五とぞ聞させ給し。御容貌甚清げに余り可惜き容して、物より抜け出たる如にぞ在せし。御性質こそ他御同胞にも似給ず甚好く、又戯れ興趣くも在せしか。此の殿(頼)は他御腹に在す。皇后宮(子)と同御腹(子)の男君、法師(隆)にて十余歳の程に僧都になし奉り給りし。其も卅六にて亡せ給にき。今一所(周)は小千代君とて、彼の他

も一の意なり
大千代君
道隆の太郎
長男なれども
妾腹なればこ
こにいへり
もよりぬけ
出でぬものな
らぬなり
ざれをかしく
才子なるなり
百官なりびに
百官を統べて
天下の大政を
執行するの宣
旨を請求した
るなり
無とく
一つまらなく
てなり
北山院の御事
前記したる家
伊周の弟隆家
花山法皇を射
奉りし事なり

大鏡活釋

腹の大千代君(道)には此上なく引き越して、廿一に在せし時に内大臣になし奉り給て、我が亡せ給し年、御病重くなる際に内に參せ給て、鷹(自身)斯く罷成りて侍ふ程、此の内大臣伊周大臣に百官並に天下執行の宣旨給ふべき由申し下さしめ給て、自身(道)は出家せさせ給しかば、此の内大臣殿(伊)を關白殿として世人集り參し程に、栗田殿(兼)に渡りにしかば、手に据たる鷹を外いたらん如にて嘆せ給ふ。一家に甚き事に思し嘆し程に、其の移りつる方(兼)も夢の如くにて亡せ給にしかば、今の入道殿(道)長、其の年の五月十一日よりして世を知し召しかば、彼の殿(伊)甚ど無得に在し、程に、又其の年花山院の御事出來て、御官位禊れて只太宰權帥になりて、長徳(一)二年四月廿四日にこそは下向給にしか。御年廿三。如何許哀に悲しかりし事なりな。然ど實に必ず斯様の事、我が怠慢にて流され給へくもあらず、萬の事身に余りぬる人の、唐土にも此の國にもある事にぞ侍る

隆家は頼忠が
その女(圓融
院)の后(子融
と住居せる四
條宮の前を馬
上にて無禮な
るさましてわ
ざと打ち過し
などの事もあ
り
おちもてもな
謹慎してもな
り
下人ども
道長のなり
御隨身
伊周のなり
知らぬかほし
てなり
ふとり給へる
人
伊周なり

なる。昔は北野の御事ぞかし』など言て涕打拭む程も哀に見ゆ。世「此の殿(伊)も御學識日本國には余せ給りしかば、斯る事も在すにこそは侍りしか。然て式部卿宮(康)の生れさせ給る御慶賀にこそは召還されさせ給れ。然て大臣に准ふる宣旨蒙せ給て歩き給し有様も、甚沈着ても覺え侍らざりき。甚見苦き事のみ如何に聞え侍りし。然て内裏に參内せ給けるに、北の陣より入せ給て西方に在すに、入道殿(道)も侍はせ給ふ程なれば、梅壺の東の堀の間に下人門の甚多く居たるを、此の帥殿(伊)の御供の人々甚く拂は、往べき方なくて梅壺の堀の中に散々と入たるを、彼は如何にと殿(道)御覽す。奇しと人々見れど、有繫に得兎も角も爲ぬに、某と言し御隨身の虚不知して、荒らかに甚う拂ひ出せば、又外方に甚亂雜く出るを、帥殿の御供の人々此の度は拂ひ取ねば、肥り給る人にて、直やかにも得歩み退き給て、登華殿の細殿の蔀に押立られ給て「や、と

大鏡活釋

仰せられけれど、狹き所にて雑人甚多く拂れて押懸け奉りぬれば、疾にも得退で甚こそ不便に侍りけれ。其は實に御罪にもあらねども、只華美なる御外出舉動を爲させ給すば、然様に輕々なる事在すべき事かはとぞかし。

又入道殿(長)御嶽に參せ給りし道にて、帥殿(伊)の方より便なき事あるべしと聞て、例よりも世を怖れさせ給て、無事に歸せ給るに、彼の殿(伊)も斯る事聞たりけりと人の申ば、甚片腹痛く思されながら、然とて有べきならねば、參り給り。道の程の物語など爲させ給に、帥殿甚く憶し給る御氣色の著きを、可笑くも又有繫に最惜くも思されて、道「久く雙六仕らで甚淋々しきに、今日遊せ」とて雙六の盤を召て押拭せ給に、御氣色此上なう直りて見え給ば、殿(長)を初め奉りて參り給る人々、哀になむ見奉りける。然許の事を聞せ給んには、少し冷く遇させ給へけれど、入道殿

便なき事
不都行なる事
なり危害にて
も加ふるやう
の取沙汰あり
しなるべし

道のほどの
道中の物語な
どあるなり

さ思ふらんと
不快と思はれ
んと思ふ時
反對になり
打ち出せ
打ち出すと
なり
便なき
不都合な事も
出て來んと
なり
余りよき事と
思はざりしと
なり

かぎりの御病
伊のなり
しはぶきやみ
風邪より咳の
出づるかとな
り

(道)は、飽まで情在す御本性にて、必ず人の然思らんと覺る節をば、押反し懐く遇させ給なり。此の御博奕は打立せ給ぬれば、兩所ながら裸に腰絡せ給て、夜半曉まで遊す。心幼く在する人(周)にて、便なき事もこそ出來れと他は受け申ざりけり。甚き御賭物どもこそ侍りけれ。帥殿(伊)は古き物ども得も言ぬ。入道殿(長)は新きが興あるを趣致き體に爲做つゝぞ、互に取交させ給けれど、斯様の事さへ帥殿は常に負け申せ給てぞ罷出させ給ける。斯れど只今は一宮(康)在すを頼しきものに思し、世人も然は言ど下には追従し怖ち申たりし程に、今の帝(後)一(東宮)差續き生れさせ給りしかば、世を思し届れて月來御病も付せ給て、寛弘(一)七年正月廿九日亡させ給にしぞかし。御年三十七とぞ承りし。

終焉の御病とても甚う苦しがり給ふ事もなかりけり。御咳病にやなどぞ思しける程に重り給にければ、修法せんとして僧召と參る者なきは如何は

道雅
伊周の長男なり

たいくしき
今まで知らざりしは緩急なりしとなり

元方云々
靈になどはならざりしとなり

されども
さうはありともその中には望みの叶ふこととなり

やんごとなく
上満なり
あはれなりが
道長の女に仕ふればなり

大鏡活釋

せんとて、道雅の君を使にて入道殿(道)に申し給にけり。夜甚う更て人も静りにければ、即て御格子の許に寄て咳き給ふ。『誰ぞ』と問せ給ふに、御名告申て、雅然々の事にて修法初むと仕れど、阿闍梨に參で來る人も侍ぬを、給らん』と申し給ば、道『甚不便なる御事かな。得こそ承らざりけれ。如何様なる御心地ぞ。甚怠々しき御事にもあるかな』と甚う驚せ給て、道『誰々を召たるに參ぬぞ』と悉く問せ給て、某阿闍梨をこそは奉せ給しか。然ど世の季は人の心も弱くなりけるにや、悪く在すなど申しかど、元方大納言の如にやは聞させ給る。又入道殿仍優れさせ給る威の甚きに侍るめり。老の波に言ひ過しもぞし侍る』と氣色立て此の邊は打密語く。

世「源大納言重光卿の女の腹に、女君二所男君三所在せしが、此の君達皆大人び給て、女君は后豫と冊き奉り給し程に、種々思し、事ども違て

斯く御病惱さへ重り給にければ、此の姫君達を据多並て泣々宣ひける。伊「年來神佛に甚く仕う奉りつれば、何事も然ともこそ頼みつれど、斯く言ふ効なき死をさへ爲ん事の悲さ。斯く知ましかば君達をこそ我よりも先に亡せ給ねと祈り思ふべかりけれ。自身死ば加何なる振舞有様を爲給んずらんと思ふが悲く、胡盧になるべき事』と言ひ續て泣せ給ふ。伊「卑き有様をもし給ば、亡き世なりとも恨み聞んずる』とぞ、母北方にも泣々遣言し給けるかし。其の君達、大姫君は、高松殿(子)の春宮大夫殿(宗)の北方にて、數多の君達生み續て在すめり。其は悪かるべき事ならず。今一所は大宮(上東)に參りて、帥殿の御方とて甚貴くて侍ひ給めるこそは、思し懸ぬ御有様なめれ。哀なめりかし。男君は松君とて、生れ給しより祖父大臣(隆)甚き者に思して、迎へ奉り給ふ度毎に贈物を爲させ給ひ、乳母も饗應し給し君ぞかし。此の頃三位し

大鏡活釋

おはすめるは「在すめるよ」の意なり
 名簿打して不覺に名簿(名刺)などちあるき追従して頼みありかぬやうとな
 さありしかど父はあれほど貴かりしにな
 東宮亮なり、大夫の次官
 坊官の折の功勞にたり
 東宮坊は東宮の廊ほどの意なり
 皇宮の二條院のなり
 大和宣旨
 後に大和守義

て在すめるは。此の君を父大臣(周)伊「噫畏、我が亡らん世に有まじき事を爲す。又身捨て難しとて物覺えぬ名簿打して我が面伏て、率や然有しかど斯るぞかしと人に言ひ退けさすな。世中に在り佗なむ時は出家すばかりなりと、泣々言ひ負せ給けるに、此の君、當代(後二)の東宮にて在し折の亮になり給て、甚見安き事と見奉りし程に、春宮亮道雅君とて、甚殊遇在しきかし。其も如何しけん、位に即せ給し際に、藏人頭にもなり給ず、坊官の勞に三位ばかりし給て、中將をだに得兼け給ずなりにしこそ甚哀しかりしか。淺ましく思ひ懸ぬ事どもかな。

此の君(道)故師中納言惟仲の女にぞ住み給て、男一人生せ給りしは、法師(尊)にて、明尊僧正の御房にこそ在すめれ。女君如何思ひ給けん、密に逃て今の皇后宮(子)にこそ参りて、大和宣旨とて侍ひ給なれ。然ば年來の妻子とやは頼むべかりける。却々其しもこそ悔りて愚がましく遇し給けれ。

忠の妻となりたる故の名なり
 宮、春宮、齋宮
 白等の家に仕ふる上萬の女房をいふ
 初めは宣下の時傳へたる女房をいひしが
 房をいひしが轉じて然かな
 りしなり
 反語にて「妻はならぬ」なり
 子とて頼みに
 其しもこそ
 かへりて頼み
 たる妻などこ
 をなし申した
 れとなり
 君をば
 此の下に「悔りし」と余情をふくめたるなり

噫、翁が童女の然様に侍らましかば、白髪をも剃り鼻をも掻き落しなまし。貴き人と申すものは、甚じかりし名の惜ければ、兎も角もし給ぬにこそ有めれ。然は彼の君(雅)然様に痴れ給る人かは。精神は辨き給ふ君をば。此の主上(後二)の生れさせ給りし七夜に、和歌の序代書せ給りしぞかし。却々無心の事やな。本體は參せ給まじきを、其に差出で給ふより、多くの人の眼を注け奉りて、如何に思すらん、何せんに参り給るぞとのみ目成れ給ふ、甚耻き事にはあらずや。其に此の入道殿(道)は殊に斯く冷からず遇し聞させ給る効ありて、憎さは愛たくこそ書せ給りけれ。當座の御面目は優にて、其こそ人々許し申し給けれ。

此の帥殿(周)の御一腹の、十七にて、中納言になりなどして、世の中の無分別者と言れ給し殿(隆)の御童名は、阿古君ぞかし。此の兄殿(伊)の御騒に關りて、出雲權守になりて但馬にこそ在せしか。帥殿の還り給し折、此

し人々も序代の美事なりしに、美待するやうになりしと、御のしり事、花山院との事、出雲権守、榮花浦々の別、殿の巻に、帥、殿は幡磨に、中納言殿は但、馬に留り給ふ、ぬ、云々とあり、りて出雲まで、はゆかざりし、なり、京へなり、この殿に在す、隆家の氣象を、俾りて辨疏も、されしならん、直衣のなり

廻、そのまゝにあらるゝなり、公信卿、恒徳公爲光の、男、當時右衛門、門督なり、これこそ、一、それならよ、ろし」とてな、り、御きげんを奉、伺したるにな、彼、一宮教康親王、を立つること、なり、あはれの人非、人、道長を罵りた、るなり、階、階の上、階、階の上、中央部をいふ、口惜がりてな

甚う歎待し聞させ給けり。然て式部卿宮(康)の御事をのみ、然とも然ともと待ち給ふに、一條院の御惱重らせ給ふ際に、御前に参り給て御氣色給り給ければ、「彼の事こそ終に得せず成ぬれ」と仰せられけるに、隆、噫の人非人やと申せ欲くこそありしか」とこそ宣ひけれ。然て退出給て、我が御家の日隱の間に尻打掛て、手を確々と打ち給りける。世の人は、宮(康)の御事ありて此の殿御後(隆)見もし給ば、天下の政は緊りなんとぞ思ひ申たりしかども、此の入道殿(長)の御榮の分らるまじかりけるにこそは。三條院の大嘗會の御禊に華美せ給りし體などこそ、例よりも殊なりしか。人の此の際は然とも屈折れ給なんと思たりし處を違んと申し寄しなめり。然様なる所の在しこそ。節會行幸には搔練襲は奉らぬ事なるを、單表を青くて着させ給れば紅葉襲にぞ見ける。表の御袴、龍膽の二重織物に

て、甚愛たく清らにこそ輝かせ給りしか。御眼の損れ給しこそ甚可惜しかりしか。萬に治療せ給る頃、大貳の闕出来て人々望み騒りしに、唐人の眼療ふが有なるに見せんと思して、試にならばやと申し給ければ、三條院の御時にて、又最惜くもや思召しけん二言となく爲せ給てしぞかし。其の御北方は伊豫守兼資の主の御女なり。其の腹の女君二所在し、一所は三條院の皇子の式部卿宮(康)の北方。今一所は博殿(綱)の御子の宰相中将兼經の君の上とぞ聞る。二所の御聲を取り奉り給て、甚ういたはも聞え給めり。政、好く爲給ふとて、筑紫の入悉皆慕ひ申したりけり。例の大貳六年が程にて上京給りところ申しか。彼の國に在し、程、刀伊國の者俄に此の國を討取んとや思けん越え來りけるに、筑紫には豫ての用意もなく、大貳殿弓矢の本末をも知り給ねば如何と思しけれど、大和魂偉く在する人

「あれ」の意下
 ころもりたり
 さりととも
 権勢を失ひた
 る頃なれば俗
 が強くとも一
 たり
 おはしまし
 ころ
 節會行幸
 朝廷にて節日
 朝定まされ
 集會ありて饌
 位、臣、賜ふ
 大儀といひ、
 白馬、端午、
 明等、中儀と
 歌等、小儀と
 いふ、その他
 后、任大臣、
 撰のなどあり
 さやらの時の

行幸をいふ
 かいねりがさ
 ね、裏とも紅
 の練なり
 もみちがさね
 表紅、裏青な
 り裏表紅の練
 絹の衣の下に
 青の單衣を着
 葉裏に見えし
 となり
 うへの袴
 大口といふ下
 袴の下に着す
 るなり
 りんだうの二
 重おりの模
 龍地の浮紋を
 織りたるな
 裏は紅のもの
 たり
 大貳
 太宰府の賞
 官なり
 又いとほしく

にて、筑後肥前肥後九國の人を發させ給ふをば勿論にて、府の内に仕う
 奉る人をさへ押取りて戦しめ給ければ、彼奴が方の者們甚多く死けるは、
 然は言ど家貴く在す故に、甚じかりし事平げ給りし殿ぞかし。朝廷、大
 臣大納言にも爲させ給ぬへかりしかど、御出仕絶にたれば、無官には在
 するにこそ有めれ。此の中に主と射返したる者們記して公儀に奏せられ
 たりしかば、皆賞せさせ給にき。種材は壹岐守に爲れ、其の子は太宰監
 にこそは爲せ給りしか。此の種材が祖父は、純友討たりし者の系なり。
 此の純友は將門と同心に談て恐き事企てたるものなり。將門は帝を討ち
 取り奉ると言ひ、純友は關白にならんと同く心を協せて、一人は世界に
 我と政をし、公と成て過んといふ事を契り合せて、一人は東國に軍を整
 へ、一人は西國の海に何處ともなく大筏を數知ず集て、筏の上に土を伏
 て植木を生し、四方山の田を作り住み着て、大方尋常の戦に動ずべくも

なく成り行くを、巧く謀へて討て奉りたるは甚き事なり。甚は實に人の
 偉さのみにはあらじ。王威の在さん限は、如何でか然る事は有べきと覺
 て。然て壹岐對馬の人を、甚多く刀伊國に捕り持て往たりければ、新羅
 の帝軍を起し給て、皆討ち返し給てけり。然て使を付て確に此の島に送
 り給りければ、彼の國の使には大貳金三百兩取せて還させ給ける。
 此の程の事ども、斯く甚く奉行め給るに、入道殿(道)仍此の殿(隆)を捨ぬ
 者に思ひ聞させ給るなり。然ばにや、世にも甚古り難き聲望にてこそ在
 すれ。御門には何時かは馬車の三四絶る時ある。又道も避り取ず立つ折
 もあるぞかし。此の御子男君只今の藏人少將良頼の君。又右中辨經輔の
 君、又式部丞(定)などにて在すめり。
 實に世に遭て花やぎ給し折、此の帥殿(隆)は花山院と論争申せ給りしはと
 よ。甚不思議なりし事ぞかし。花「和主なりとも我が門は得渡らじ」と仰

一 右大臣道兼

かを詳にせず
稱して刀伊と
爲す高麗の牒
状を知るに及
び即ち女眞な
るを知れり
云々(抄録)

此の大臣は是れ大入道殿(兼)の御三郎、栗田殿とこそは聞さすめりしか。
長徳(條)元年乙未五月二日關白の宣旨蒙せ給て、同月の八日に亡せ給にき。
御年三十五とぞ聞し。大臣の位にて五年、關白と申て七日こそ在し、か。
此の殿門の御族に、即て世を知召ぬ儔多く在すれど、又有じかし夢の如
にて止み給るは。出雲守相如主の家に假初に渡り給りし折、關白の宣旨
の下しかば、主人の悦び給たる體推量り給へ。狭くて事の作法もあるま
じとて立せ給し日ぞ、御悦をも申せ給し。
殿の御前驅は得も言ぬ者の限選られたるに、北方の二條に還り給ふ御供
の人は、貴も卑さも數知ぬまで、布衣などにてあるも交りて殿出し立て
奉りて、渡り給し程に、殿の中の榮人の氣色は只思し遣れ。余にもと見
る人もありけり。御心地は少し例ならず思されけれど、自然の事にこそ

大宰府の官人
なり大藏朝臣
春實の孫にて
天下無双の弓
馬達者、世に
岩門將軍と稱
せられ當時七
十歳なりき
大宰監
職原抄に、二監
(大少)相當正
六位下、從六
一位下、掌二
一切事とあり

はと、忌々しう今日の御慶賀申し止じと思して、念じて内裏に參せ給る
に、甚苦く成せ給にければ、殿上よりは得出させ給で、御湯殿の馬道の
戸口に御前驅を召て倚りて、北の陣より出させ給ふに、此は如何にと人
人見奉る。殿には例よりも經營して待ち奉り給ふに、人々に倚りて御冠
も亂次くなり、御紐押除て最甚う苦げにて下させ給るを、待つ見奉り
給る御心地、出で給る折に比較なし。然ど只然ともと密語にこそ密語け、
胸は塞りながら愉快顔を作り合ひ。然ば世には甚甚大しくも聞ず。今の
小野宮右大臣殿(資)の御慶賀に參り給りける折、母屋の御簾下して呼び入
れ奉り給り。臥ながら御對面ありて、兼「惱心地の甚奇く侍りて疾には得
罷り出ねば、斯て申し侍るなり。年來は些き事に就ても、心の中に悦び
申す事なん侍れど、然せる事なき程は事々に得申し侍でなん過ぎ罷りつ
るを、今は斯く罷成て侍れば、公私に就て報じ申すべきになん。又大小

へて策を施らし討伐したる大藏卿實の功は莫大となりおぼえて「心強し」ほどの詞を下に含みたるなりうちかへしうちは新羅をなにかへしは勝にせしわが國人を返しおこせしとなり何時かは絶ゆる時あるの「ある」にてこの「かは」を結びたる反語なり「いつ」車絶間がある「いつ」も絶え間がない「なり」道もさりあへ往来一杯なり

男君 ありに列記しある外に政則といふもあり父と共に太宰府にありて功あり後對馬守に任ぜらるる一條帝その力を賞し錦旗并に御製を賜ふ後三條帝延久二年肥後菊池郡を賜ふ其子則隆始めて其地菊池を氏となし孫繼續せりその日何日となりすぐれたるなえびぞめ紅、緯紫なるもの、ぶだう色なり居出で車の前方によ

大鏡活釋

の事も申し合んと思ひ給れば、無禮をも得憚ず、斯く亂雑しき方に案内申し侍りつるなり』など細かに宣へど、詞も續ず。實只推測に然許なめりと聞き做るゝに、御息容など甚苦げなるを甚不便なる事かなと思しに、風の御簾を吹き上たりし間より見入しかば、然許の重き病を受け給てければ、如何でかは御色も遠て眩耀に在する人とも覺ず、殊の外に不覺になり給にけりと見え給ながら、長かるべき事ども宣しなん哀なりし』とこそ後に語り給けれ。

此の栗田殿(兼道)の御男君達三人ぞ在せし。太郎君は福足君と申し、幼き人は然のみこそはと思ど、甚驚異く正なく悪くぞ在せし。東三條殿(兼家)の御賀に、此の君舞を爲させ奉んとて習せ給ふ程も、生憎がり角力ひ給と、萬に嘯り祈願をさへして教へ聞さするに、其の日になりて甚う仕立て奉り給るに、舞台の上に入り給て樂の調子吹き出る程に、福禍かな。彼は舞

じ』とて鬢面掻き亂り、御装束散々と引き破り給に、栗田殿御色眞青に成せ給て、我にもあらぬ御氣色なり。在と在る人然思事よと見給ど爲べき様もなきに、御伯父の中關白殿(隆)の下で舞台上に上せ給は、言ひ嘯せ給べきか、又憎さに得堪ず追ひ下させ給へきかと旁見侍りしに、此の君(福)を御腰の程に引き付させ給て、御手から甚く舞せ給しこそ、樂も勝りて面白く、彼の君(福)の御耻も隠れ、其の日の興も殊の外に増りたりけれ。祖父殿(兼)も嬉しと思したりけり。父大臣(兼)は更なり他の人だにこそ漫に感じ奉りけれ。斯様に人の爲情々しき所在しけるに、何ぞ御裔枯させ給にけん。此の君(福)、人しもこそあれ蛇料し給て、其の祟に因り頭に物腫て亡せ給にき。

此の御弟の二郎君、今の左衛門督兼隆卿は、大藏卿の女の腹なり。此の左衛門督の君達男女數々在するなり。大姫君は三條院の三の皇子敦平中

大鏡活釋

務宮を此の二月かとよ擧取り奉り給る程に、甚好き御中にて在すめり。
又姫君四人在す。

又粟田殿の三郎前頭中將兼綱君。其の君の祭の日調じ給りし車こそ甚興趣かりしか。檜綱代といふものを張て、的の形に彩れたりし車の横方の端を、弓の形に爲立て、端をば矢の形に爲られたりし體の興ありしなり。和泉式部の君歌詠れて侍りき。

和十列の馬ならねども君乗れば、

車も的に見るものかな。

然て好き風流と見しかど、人の口安からぬものにて、賀茂明神の御矢目負い給りと言ひ做てしかば、甚便なくて止にき。此の君の頭褌れ給し、最甚う侍し事ぞかし。頭に成て驚き喜び給へきならねど、有べき事にてあるに、粟田殿(兼)花山院嗽し下し奉り、左衛門督(兼)小一條院嗽し下し

りて人に見ゆるやうに居るなり
袴の裾の方なり
おんさき参ら
せ
人を拂ひのゝ
大きな石云
大きな石、
或は五六尺ばかりなる杖などもたせてな
り
小一條の前云々
近衛門大路
花山院
粟田殿
御所
藤原由路

身をかためたり
ややかへし
隆家の車を通
りさせしなり
入道一品宮
一條院の皇女
御母は道隆の
女皇后定子
栗田殿
道兼の邸は二
條町尻なりし
かば二條殿と
もいひたり
栗田殿は藤原
在衛の家なり
相如ぬし
中納言教忠の
二男にて兵衛
佐佐理の弟な
り
たせ給ひし
相如の家を出
立され日所
の足にて参内
し御請御禮を
奏上されしと
なり

奉り給り。帝東宮の御邊近づか有ぬべき御族といふ事出で來にしぞかし。甚稀有に侍りき。誰も聞召し知たる事なれど男君達斯なり。

女尹(子)は、故一條院の御乳母の藤三位(子)の腹に在したりしを、即て其の御時の暗部屋女御と聞し。後に此の大藏卿道任君の北方にて亡せ給しぞかし。御嫡腹に佛神に申して胎せ給りし君、今の中宮(子)に二條院の

御方とて侍ひ給なれ。父殿(兼)女子を欲がりて願を立て給しかど、御顔だに得見奉り給ずなりにき。斯様に哀なる事どもの世に侍るぞかし。其の殿の御北方、栗田殿の御後は堀川殿(兼)の御子の左大臣(顯)の北方にてそは年來在すと聞き奉りしか。其の北方は九條殿の御子の大藏卿の君(遣)

の女ぞかし。然ば此の栗田殿(兼)の御有様、殊の外に敢なく在しき。然は御心甚情なく恐くて、人には甚う怖られ給りし殿の、奇く子孫なくて止み給にき。

北方 九條師輔の男
大藏卿遠量の
女なり
二條に 相如の家より
二條なる道兼
の邸になり
殿出したて云
内裏へ御禮奏
上を送り出し
て後北方歸邸
されての賑は
しきなり

此の殿、父大臣(兼)の御忌には土殿などにも居させ給で、若きに托けて御
簾ども上げ渡して、御念誦なども爲給す。然べき人々呼ひ集て、後撰古
今披て興言し遊て、露嘆せ給ざりけり。其の故は、花山院をば我こそは
嘆し下し奉りたれ。然ば關白をも讓せ給へきなりといふ御恨なりけり。
情付ぬ御事なりや。種々好らぬ御事ども聞しを、傳殿(綱)此の入道殿(長)
二所は、如法に孝じ奉り給きとぞ承りし。

おしづからの事 道兼や、不例なりしかどさしたる事はあるまじとてなり
念じて ころへてなり
馬追 長廊トをいふ、もとは家屋内の一部を馬の通行の路に用ゐたるよりの稱なりしを平安朝の中葉以下専ら長廊
下の稱となりたり
北の陣 朝平門をいふ、禁中の北門なり
殿には 道兼の邸にてはなり
さりとも その中には全瘡あらんとなり
母屋 殿の中央の間をいふ道兼の臥障あるべし
まかり出ねば 參上なし得ねばなり、まかりは朝廷より退出の事にいひたるを轉じて「參る」の意に用うるやうにな
りたり

心の中に云々 厚情を心中に悦べど禮も申さざりしとなり
かくまかりなりて 關白に任せられたればなり
さのみこそは云々 子供の中はいづれもわん白のものと思へど非常なるわん白なりしとなり
あやにくがり いやがりなり
三條殿の御賀 永延二年三月十六日法性寺にて兼家の六十の賀ありし事なり同廿四日六十箇寺に諸大夫を使はし
法皇皇太后宮より錢千二百文を施され同廿五日天皇常寧殿にて攝政の爲に賀され當日輦車を許さる同廿八日東三條
亭に賀算の後宴ありたり
などおん末 道隆の子孫の何とて繁昌されざりしならんとなり
又姫君 その他になり
ひのきあじろ 檜の薄板を編みて張りつけたるなり
弓の形 眞直ならず弓なりなるべし
ふちをば たてのふちをば矢の形にせしなるべし
十列の 加茂の祭の時、十人の舞人馬に乗り列りて、神社の馬場を競走することあるをいふ
御矢目 御矢疵を負ひたりとなり
頭 藏人頭なり
あるべき事 當然の事にてありとなり
栗田殿云々 道兼も藏人頭の時花山院をそゝのかし下し奉り、兼隆も藏人頭の時小一條院を欺りて下し奉りしとな
り
稀有 珍き理由となり
藤三位 九條師輔の女なり
晴部屋女御 長徳四年二月十一日十五歳にて入内、長保二年八月廿日女御となり、後參議通任卿に配し治安二年十

二月廿五日三十九にて薨去ありたり
 通任卿 小一條左大將濟時の男なり
 今の中宮 後一條院の後宮威子なり
 情なく恐しく 大日本史に「道兼人と爲り雄傑にして得多く心性獷戾なり」とあり行爲のよろしからぬは前に見えたり
 關白をも云々 父兼家、兄の道隆に關白職を譲りしを恨みしなり
 傳殿云々 御兄の右大將道綱、御弟の入道道長公は法の如く慎みて亡父兼家公に孝道を盡されしとなり

目録

太政大臣道長

○鎌足—不比等—房前—眞楯—内麿

冬嗣—長良—基經—忠平—師輔

兼家—道長

藤原氏略系七道長略系

○道長 兼家ノ五郎、攝政關白太政大臣、准三宮賜年官年爵、御堂關白殿ト云、又法成寺入道殿トモ、母從四位上攝津守原仲正朝臣女

賴通 女郎、童名鶴君、關白左大臣、又太政大臣、宇治殿ト云
母土御門左大臣雅信女

教通 二弟、童名セヤ、左將、内大臣關白
母同賴通大一條殿ト云

賴宗 童名石君、大納言東宮、夫、藤原系圖ニ堀川右大臣トアリ
母高松殿明子、西宮左大臣高明親王女

能信 或云、子郎ナリト、大納言中宮權大夫
母同賴宗

長家 童名小若君、中納言
母同賴宗

顯信 童名若君、右馬頭、後出家シテ右馬入道ト云
母同賴宗

女彰子 上東門院、一條院ノ后、後一條、後朱雀ノ母
母同賴通

女妍子 三條院ノ后、陽明門院禎子内親王ノ母
母同賴通

女威子 後一條ノ后、二條院皇子内親王ノ母
母同賴通

女嬉子 後朱雀院ノ后、後冷泉院ノ母
母同賴通

女改子 小一條院女御、敦元親王ノ母
母同賴宗、高杉殿ノ御匣殿ト云

女某 具平親王ノ長子三位中將師房ノ北方
母同上

通房 賴通ノ太郎、童名長君、母左兵衛督憲定女

兼賴 賴宗ノ太郎、中納言、小野宮ト云 母太宰權帥伊周女

一 太政大臣道長

行攝津守 職原抄に「位高官卑者用攝津守は相當に津守は相當に五位右京大夫は相當に四位上なれば仲正朝臣は從四位上なれば藤原氏系圖に贈左大臣方前六世孫高房男とあり

此の大臣は法興院大臣(兼)の御五郎。御母は從四位上行攝津守右京大夫藤原仲正朝臣の女なり。其の朝臣は從二位中納言山陰卿の七男なり。此の道長大臣は、今の入道殿下是に在す。一條院三條院の御伯父、當代(後一)東宮(後朱)の御祖父にて在す。此の殿(道)宰相にはなり給で、直に永延(一)二年正月廿九日權中納言にならせ給ふ。御年廿三。其の年上東門院(彰)生れさせ給ふ。正曆(一)三年四月七日大納言にならせ給ふ。正曆三年四月廿七日に從二位し給ふ。中宮大夫とぞ申し。御年廿七。宇治殿(賴)生れ給ふ年なり。

大鏡活釋

二三五

園院大納言
年四十五
中關白
年四十三
小一條左大臣
年五十五
六條左大臣
年七十四
栗田右大臣
年三十五
桃園源中納言
年七十二
山井大納言
年二十五
上りの世
昔もなり

次第のまゝに
各長命にて順
序のまゝに官
職を譲られた
らばなり
さてもや
そのまゝにな
り
ふり
うりの古言な

閑院大納言殿(光朝)は三月廿八日、中關白殿(隆道)は四月六日出家し給て、十日亡せ給ぬ。其は世の疫には在さず。只同じ折の差し合せたりし事なり。小一條左大將濟時卿は四月廿二日亡せ給ふ。六條左大臣殿(重信)、栗田右大臣殿(兼道)、桃園源中納言保光卿此の三人は、五月八日一度に、山井大納言殿は六月十一日に亡せ給ぞかし。御年廿五にて又あらじかし。上りての世にも、斯く大臣公卿七八人、二三月の中に搔拂ひ亡せ給ふ事は希有なりし業なり。其も只此の入道殿(長道)の御幸の上を極め給るにこそ侍るめれ。彼の殿門の次第の隨に久く保せ給ましければ、甚斯しもやは在さまし。先は帥殿(伊周)の御用意の賢俊しく在さば、父大臣(隆道)の御病の程、天下執行の宣旨下り給りし隨に、自然然てもやは在さまし。其に又大臣(隆道)亡させ給りしかば、如何でかは兒縁子の如なる心在する殿(伊周)の、世の政事し給んとて、栗田殿(兼道)に渡りにしぞかし。瓜を乞は先づ容器を準備よと申す事

第さるべき御次第
道兼公がなら
れしも然るべ
き事となり
夢などのやう
に在職七日にて
薨去ありしこ
となり
あるべき事か
はな
齋外の事とな
り終りの「な」
は嘆辭なり
ほかさまへも
分わす
仲家に動かさ
ず
子孫にて繼ぐ
こととなりし
となり
今々も
一本「今にも」
とあれば今よ
り後もの意な
り
北政所
職原抄に「妻、
家内女中統領

實にある事なり。然へべき御次第にて其れ又有べき事を、淺ましく夢などの如に取敢ず成せ給にし。是は有べき事かはな。此の今の入道殿(長道)、其の折大納言中宮大夫と申て、御年甚若く將來を待ち付させ給へき御齡の程に、三十にて四月廿七日大將にならせ給ふ。五月十一日に、宮中雜事、先づ内覽の關白の宣旨承り給て、榮え初させ給にしぞかし。同年の六月十九日に、右大臣にならせ給て、長徳二年七月廿日又左大臣にならせ給にき。其の儘に他方へも分れずなりにしぞかし。今々も然こそは侍るめれ。此の殿(長道)は北方二所在す。此の宮(彰子、妍子)の御母上と申すは、土御門左大臣雅信大臣の御女(倫子)に在す。其の雅信大臣は亭子帝(宇多)の御子一品式部卿宮敦實親王の御子、左大臣時平大臣の御女の腹に生せ給し御子(雅信)なり。其の雅信大臣の御女(倫子)を、今の入道殿下(長道)の北政所と申なり。其の御腹に女君四所男君二所を在す。其の御有様は只今の事なれば皆人

也故曰二政所
妻常居レ于レ
北」とあり

給へるにこそ
はまへるにこ
そ、それはの
意なり
三宮
太皇太后、皇
太后 皇后な
御封
封戸なりその
封の人家より

出す租(收穫
米の若干を
めしむ)庸(正
丁に課したる
夫役の代とし
て出さしむる
布米等)調そ
の地の土産を
定規によりて
納めしむるも
の(を)収入と
するより
威子嬪子
共に御姉影子
の出(後一條
後朱雀)に侍
御せしなり

見奉り給らめど、詞續け申となり。第一の女君(子)は一條院の御時に、長保元年十一月一日、御年十二にて女御に入内せ給ふ。翌年長保二年庚子二月廿五日、十三にて后に立せ給て中宮と申し程に、打續き男御子二人生み奉り給りしこそは、今の帝(後一條)東宮(後朱雀)に在すめれ。然ば二所の御母后太皇太后宮と申て、天下第一の母にて在す。其の御直次の女君(子)嬪、尙侍と申し、三條院の東宮に在し、に參せ給て、東宮位に即せ給しかば、長和元年二月十四日、后に立せ給て中宮と申さ。御年十九。然て翌年長和二年癸丑の年七月廿六日に女皇子(子)生れ給るにこそは、三四ばかりにて一品にならせ給て今に在す。此の頃は此の御母宮を皇太后宮と申て、枇杷殿(仲平)に在す。一品宮(子)は、三宮に准へて千戸の御封を得させ給ば、此の宮に后二所存在すが如くなり。又次の女君(子)威、是も尙侍にて、今の帝(後一條)十一歳にて寛仁二年戊午正

月三日に御元服させ給て、同年四月十八日女御の宣旨下されき。此の日内裏造り出して渡せ給ふ日なり。同年の七月廿九日、后に立て奉るべき宣旨ありき。使は民部卿俊賢の君を爲給し。中宮大夫にて在せしかば爲給しにこそ侍るめれ。只今の中宮(子)威と申て内裏に在す。又次の女君(子)嬪、其も尙侍、十五にて在すに、今の東宮(後朱雀)十三にらせ給ふ年、治安元年二月一日參せ給て、春宮の女御にて侍せ給ふ。登花殿に在し。殿(長道)入道せしめ給て後の事なれば、今の關白殿(賴通)の御女と名け奉りてこそは參せ給しか。今年十九にぞならせ給ふ。姪給て七八月にぞ當せ給る。入道殿(長道)の御有様見奉るに、必ず男子にて在さん。此の翁們更に豈夫申し誤ち侍らじ」と扇を高く使しこそ興しがりしか。世「女君達の御有様斯くなり。男君二所と申は、今の關白左大臣賴通大臣と聞させて、天下を我が隨意

封表なり
廿余の子息
名家の廿歳に
ど納言に成る
を納言とせし
はかども今頼通
はかども今頼通

權者
此の世の人と
生れたる意
御賀
治安三年十月
十宮、日太皇太
后宮、日太皇太
子の六、御母倫
を京、殿に賀
され、皇太后宮
中宮の行啓物
語にも見えたり
思はざる外の
事、外に謀反を
企てたりとの
世評によりて
たり前記して

二四〇
に政ちて在す。御年廿六にてや。内大臣攝政に成せ給けん。帝成長させ給にしかば、寛仁三年十二月廿二日攝政の表奉せ給て、同き日關白の宣旨下りて、只關白にて在す。廿余にて納言などに成り給を甚き事に言しかど、今の世の御有様斯く在すぞかし。是を宇治殿と申す。童名は鶴君なり。今一所は、只今の内大臣にて左大將兼て教通大臣と聞さす。世の二人にて在すめり。是は二條殿。御童名せや君ぞかし。斯れば、此の北政所(子)の御榮極させ給り。臣下と申ど、帝(後一)、東宮(後朱)の御祖母にて、准三宮の御位にて、千戸の御封得させ給ふ。年官年爵を給らせ給ひ、唐の御車にて甚容易く御外出なども却々御身安易にて、欲見う思召ける事は、世間の物見何の法會やなどある折は、御車にても御棧敷にても必ず御覽すめり。主上東宮宮々と別々壯嚴くて在せど、何方にも渡り參せ給ては差並び在す。只今三人の后(彰子、妍子)東宮の女御(緒子)關白左

大臣(頼通)内大臣(教通)の御母、帝(後一)東宮(後朱)將た申す。大方世の親にて在す。入道殿と申すも更なり。大方此の二所(道長)ながら、然べき權者にこそ在すめり。御間四十年許にや成せ給ぬらん。切に貴き者に冊き奉せ給ふと言は愚なれ。世間には古今の國母大臣皆藤氏にてこそ在すに、此の北政所(子)ぞ、源氏にて御幸福極させ給たる。一昨年の御賀の有様などこそ、皆人見聞き給し事なれど、仍返す返すも甚く侍りしものかな。又高松殿の上(明)と申すも是れ源氏に在す。延喜の皇子の高明親王を、延喜(醍醐)二十年十二月廿八日、姓を賜りて左大臣左大將まで成せ給りしに、思ざる外の事に因り、大臣褫れて大宰權帥に成せ給て流され給し。甚々心憂かりし事ぞかし。其の御女に在す。其を彼の殿(高)筑紫に在しける年、此の姫君(明)未だ甚幼くて在しけるを、御伯父の十五の宮(盛)と申たるも、同じ延喜の皇子にて在す。女子も在せざりければ、此の君(明)を取り奉り

階級を經ず
一足飛にな
り僧にな
し申さんと道
長公は申され
どらであつた
かなり
あるまじき事
に申さるゝを
道長公の不足
なり
頼びさせ
頼信なり
あこめ
装束の下に用
ゐる服、間籠
の義なり
奉りてぞ
着られてなり
俗に「召して」
かくて
こんなおつも
りでせられた
ものをなり
かくときつ
この上に「御

うはさあり一
の意こもりた
りおはしける
乳母のさまな
りかくきかせ給
けい乳母の嘆くを
顯信の殿き
かせ給はどな
り佛にかせ給て
は顯信卿が佛に
成せ給ひてあ
らばなり
乳母が身爲
にもなり
終の事
一番よき事と
なり
さる事なれや
もつとももの事
であるなり
これが見えけ
る顯信卿の出家

大鏡活釋

厚くして參せん』と申ければ、顯「其は久くもなりなん。只疾くと思ぞ」と仰られければ、思召す事由こそはと思て、數多が綿を一枚に入れて參せたるを奉りてぞ、其の夜は出させ給ける。然ば御乳母は、乳「斯て仰られけるものを、何しに爲て參せけん。例ならず奇しと思ざりけん心の到の無さよ」と、泣き惑ひ給けんこそ、甚道理に哀なれ。今年も其(顯)に奉せ給むやうに、斯と聞付給ては、即て絶え入て亡き人の如にて在しけるを、斯く聞せ給ば、最惜と思して御心や亂れ給んと、人々「今更に由なし。是ぞ愛たき事、佛に成せ給ては我が御爲にも、後世の好く在せむこそ終の事」と人々の言ければ、乳「我は佛に成せ給んも嬉しからず。我が身後に助けられ奉んも覺ず。只今の悲さより外の事なし。殿(長)も上(子)も數多在せば甚好し。只我一人が事ぞや」とぞ伏轉び給ける。實に然る事なれや。道心なからん人は後世の事までも知べきかはな。

高松殿(明)の御夢に、左の方の御髪を中邊より剃り落させ給ふと御覽しけるを、斯て後にぞ、是が見けるなりけりと思ひ定て、違させ、祈願などを爲べかりける事をと仰せられける。革堂にて御髮剃させ給て即て其の夜山へ上せ給けるに、顯「賀茂川渡し程の甚う冷く覺しなん、少し哀なりし。今は斯様に有べき身ぞかしと思ながら」とこそ仰せられけれ。今の右衛門督(實)を疾より、實「此の君(顯)は出家の相こそ在すれ」と宣て、中宮權大夫殿(能)の上に御消息聞させ給ければ、然る相ある人をば如何でかとして、後に此の大夫殿(能)をば取り奉り給るなり。正月に内裏より出で給て、此の右衛門督(實)、實「馬頭(顯)の物見より差し出たりつるこそ無下に出家の相近くなりて見つれ。幾歳ぞよ」と宣ければ、頭中將、頭「十九にこそなり給らめ」と申し給ければ、實「然ては今年ぞ爲給ん」とありけるに斯と聞てこそ、實「然ばよ」と宣ひけれ。相人ならねど貴き人は物を

大鏡活釋

のしらせなり
しとなり
ちがへさせ
夢のしらせを
轉じさするや
うに祈りもら
ふなり
華堂
一行大皇寛弘
元年僧行圓の
創始なり行圓
頭に佛像を頂
着身に革服を
着けたるを以
上人と呼びて革
堂といひ寺
たり
山は山といへ
るはいつも比
叡山なり
中宮權大夫殿
の上
は例の北方
にて實成卿の
御女なるなり
頭中將

占給なり。

入道殿(道)は、道『益なし。甚う嘆て開れじ。心擾れせんも彼の人の爲最惜し。法師子の無りつるに、幼くても爲んと思しかど、角力しかばこそあれ』とて只例の作法の法師の御如に扱し聞え給き。愛戒には即て殿(道)上らせ給ふ。人々の我もくと御供に参り給て甚壯殿げなりき。威儀僧には貴き侍ふ。山の所司、殿の御隨身門の人拂ひ騒りて戒壇に上せ給ける程こそ、入道殿は得見奉せ給ざりけれ。御自身は本意なく片腹痛しと思したりけり。座主の手輿に乗て白蓋翳せて上り給ける程こそ、噫天台座主の戒和尚の一やと見え給けれ。世繼が隣家に侍る者の、其の階に遭て見奉りけるが、語り侍りしなり。

春宮大夫殿(頼)、中宮權大夫殿(能)などの大納言にならせ給し折、然とも御耳留りて聞せ給らんと覺しかど、其の大饗の折の事ども、大納言の座敷き添られし程など語り申しかど、聊御氣色變らず念誦打して、顯『斯様の事只暫時の事なり』とぞ打宣せしなむ、愛たく優に覺しとぞ、通任の君宣ける。此の殿(道)の君達男女合て十二人、數の儘に在す。男も女も御官位こそ心に任せ給らめ。御性質人格どもさへ、聊不充分にて誹れさせ給へきも在さず、各自に有識に愛たく在さふも、只他事ならず。入道殿の御幸福の言ふ限なく在すなめり。先々の殿門の君侍在せしかども、皆斯しも思ふ様にやは在せし。自然男も女も好き悪き交りてこそ在さふめりしか。此の北政所二方ながら源氏に在せば、後代の源氏の榮え給へきと評め申すなり。斯れば此の二所の御有様斯の如し。

但し殿(道)の御前は、三十より關白させ給て、一條院(懷)、三條院(貞)の御時、世を政ち、我が御心の隨にて在し、に、又當代(後一)の九歳にて位に即せ給にしかば、御年五十一にて攝政させ給ふ年、我が御身は太政

同行の人なり
すまひしかば
御母や乳母の
法師にはせじ
と争ひしとな
り
受戒
始めて佛門に
入る時戒を受
くるなり
威儀僧
法會の時伴僧
の先達となり
て威儀を調ふ
る僧なり定員
六人といふ
やんごよなき
貴き高僧を擇
ばれしとなり
所司
役僧なり
え見奉らせ
今更にいたま
しくあはれに
て見奉られざ
りしとなり
御みづからは
云々
顯信卿は道長

公の御覽なき
を本意なく思
はれしとなり
座主
天台座主にて
その宗一切の
事を統領する
高僧なり僧正
を以て任ぜら
る
白蓋
白張の傘をさ
しかけさする
戒和尙
戒を授くる和
尚なり
第一の高僧と
なり
敷き添へ云々
二人の大納言
の座を設け添
へて花々しか
語り申たれど
念誦打して
念誦してなり

三任
小一條大將濟
時の男大藏
卿なり
一人も欠けず
なり
未の時
午後二時な
り
布袴
袍に下製指貫
を着し劔笏赤
を帯びたる装
をいふ東帯の
装にて表袴な
く指貫なるな
り(再出)
正殿なり
正殿なり
律官の一、戒
僧尼を統ぶる
僧尼を統ぶる
戒の師
授戒の役たり

大鏡活釋

大臣にならせ給ひ、攝政をば今の關白大臣(通)に譲り奉せ給て、御年五十
四にならせ給ふに、寛仁三年己未二月十八日夜半許より御胸病せ給て、
重患とには在さねど如何思召けん、俄に廿一日の未の時許に起させ給て、
御冠召し、攝練の御下襲に布袴を装束せ給て、御手水召ば、何事にかと
關白殿(通)を初て殿們も思召すに、寢殿の西の渡殿に出させ給て、南に
向て拜せさせ給ふ。春日明神に暇申せ給なりけり。慶命僧都、定基律師
して御髮剃させ給ふ。關白殿(通)を初として君達殿們など、甚驚愕しと思
せど、思し立て俄に爲させ給ふ事なれば、誰も誰も惘れて得制し申せ給
ず、淺ましとは愚なり。院源法師戒の師し給ふ。信惠僧都の袈裟衣をぞ
奉り初ける。俄の事にて準備させ給ざりけるにや。御名行觀とぞ命名せ
給りし。後に下の文字替て行覺とぞ侍りし。斯て後にぞ主上(後一)、東宮
(後朱)の宮達(皇子、姪)にも斯と聞させ給ける。聞き付させ給る宮達の御心

ども驚愕く、思し騒ぐ事は愚なり申の時ばかり小一條院渡せ給ひ、御門
の外にて御車牛搔下して引入て、中門の外にて下させ給てこそは在し、
か。寄て下させ給て畏り申せ給ふ程、甚も畏く愛たき御有様なりしぞか
し。宮達も夕さりこそは渡せ給しか。中宮(子威)、皇太后宮(姪)などは同一
御車にてぞ渡せ給りし。行啓の有様も俄にて、例の作法にも侍らざりけ
り。同き年の九月廿七日奈良にて御受戒侍りき。斯る御有様に就ても愛
たき事ども多く侍りしかど、皆人知り給る事どもなれば細には申さじ。
御出家し給れど、仍又同き五月八日准三宮の位にならせ給て、年官年爵
得させ給ふ。帝(後一)、東宮(後朱)の御祖父、三人の後、關白左大臣(通)、
内大臣(通)數多の納言の御父にて在す。世を保たせ給ふ事斯て三十一年
ばかりにや成せ給ぬらん。今年は六十に在せば、尙侍殿(子)の御産の後に
御賀あるべしとこそ人申すめれ。如何に又種々在させて愛たく侍らんず

大鏡活釋

信惠僧都の
この下に「奉
りたる」の意
あるべし
申の時
午後三四時な
り
夕さり
夕しありの約
にて夕方なり
(再出)
皆人知り給へ
る事なれば
日本新略に
一寛仁三年九
月廿七日庚辰
入道前太政大
臣、爲二受戒一
參三同東大寺一
攝政内大臣以
下諸卿侍臣扈
從「云々
おはしまさせ
臨幸を仰ぎて
なり
楊貴妃ごとき
は云々

らん。大方又世に無き事なり。大臣の御娘三人、后にて差並び奉り給ふ事驚異しく、稀有の事なり。唐土には昔三千人の后在しけれども、其は系も尋で唯美貌ありと聞るを隣の國まで選出出して、其の中に揚貴妃如きは、余り殊寵き過て悲き事あり。王昭君は夷の王に賜りて胡の國の人となり、上陽人は楊貴妃に猜められて帝に見え奉らで、春の逝き秋の過る事をぞ知ずして、十六にて參り六十まで在けり。斯様なれば三千人の効なし。我が國には七の后こそ在すべけれど、代々に四人を立ち給ふ。

此の入道殿下の一門よりこそは、太皇太后宮(彰)皇太后宮(妍)、中宮(慶)三所出で在したれ。實に稀有々々の御幸福なり。皇后宮(成)一人のみこそは系分れ給りと雖も、其も貞信公(忠)の御裔に在せば、是を他人と思ひ申べき事かは。然あれば只世中は此の殿(長)の御光ならずといふ事なきに、此の春こそは亡せ給にしかば、甚ど只三人の后のみこそは世に在すめれ。

唐の玄宗の時
楊家の女選り
三鐘の龍一姉
に兄弟を列ぬ
貴妃と結託し
したる内亂す
るに及ぶ皇帝
西の方都門を
出づる百餘里
六軍徴發に應
ぜず、龍武將
軍陳玄禮、禍
本を除かんと
請ふ、玄宗乃
ち高力士に命
じ貴妃を佛堂
に引き縊殺し
輿を驛に置き
せしむ、等に見
せしむ、玄禮
等を謝して萬
部を呼び始め
發し、山を平
げたりしをい

此の殿事に觸て遊せる詩和歌など、居易や赤人人丸躬恒貫之といふとも、得思ひ寄ざりけんところ覺え侍れ。春日の行幸は前の一條院の御時より初れるぞかし。其に又當代(後)幼く在せども、必然有べき事にて初りたる例に成にたれば、大宮(彰)御輿に添ひ申せ給て在す。慶しなどいふも尋常ならず。天皇の御祖父にて打添ひ仕う奉せ給ふ殿(長)の御有様御容貌など、些し普通にも在さましかば飽ぬ事にや侍らまし。許多集りたる田舎世界の民百姓こそは確に見奉りけめ。只轉輪聖王などは斯やと光る如に在すに、佛を見奉りたらんやうに、額に手を當て拜み惑ふも道理なり。大宮の紅色の御扇翳し隠て、御肩の邊などは少し見させ給けり。斯許に成せ給ぬる人は、露の御透影も塞ぎ、如何とこそ持て隠し奉るに、事限あれば、今日は装しき御有様も、少しは人の見奉んも何かはともや思召けん。殿(長)も宮(子)も言ふ由なく御心適せ給りけん事推量れ侍るは、殿、

に結伊其沙に
陪し近江石見
筑紫諸國に遊
び過ぐる所
詠歌入り集
に石見に卒す
射恒は
凡河射恒は
紀貫之壬生忠
等と並び稱
せらるる寛平
甲斐源少目
となる醍醐帝
召して御書所
に候せしめ
從六位を授け
らる古今歌
集撰者の一人
なり
貫喜の御代御
書所の預とな
り
叙せらるる古
和歌集を撰し

之が序を作る
後土佐守とな
り土佐日記を
撰す木工権頭
に於り
佛經にあり
の十二相を具
位に相を具し
より輪寶を感
得しそれを以
て四方を降伏
するによりて
の名といふ
いかしとこそ
よく隠し得ん
かどたり
おしはかられ
侍るは
申しはかられ
申したのはな
り
そのかみや
藤原氏の祖
天ノ見屋根ノ命
に昔より祈請

大鏡活釋

中宮大夫殿(道)陣まで念じて在したるに、宴の松原の邊に、其の者ともなき聲どもの聞るに、術なくて歸り給ふ。栗田殿(兼)は、露台の外まで戦く戦く在したるに、仁壽殿の東面の砌の邊に、簾と等き人の在るやうに見え給ければ物も覺で、兼「身の候ばこそ仰事も承らめ」とて各歸り參り給れば、御扇を叩きて笑せ給ふに、入道殿(長)は甚久う見させ給ひて、如何と思召す程にぞ、甚然氣なく事にも有ず氣にて參せ給る。花「如何に〜」と問せ給ば、甚悠然に御刀に削れたる物を取具して奉せ給に、花「此は何ぞ」と仰せらるれば、道「只にて歸り奉りて侍らんは証候ふまじきに依て、高御座の南面の柱の許を削り取て候ふなり」と平然申し給に、甚驚嘆う思召さる。他殿門の御氣色は如何にも仍癒らで、此の殿(長)の期て參り給るを、帝より初め感じ騒られ給と、羨きにや又如何なるにか物も言でぞ侍ひ給ける。仍疑しく思し召れければ、翌旦藏人して削り屑を遣して見よと仰

事ありければ、持て往て押付て見給ひけるに露違ざりけり。其の削り痕は甚顯露にて侍るめり。末の世にも見る人は仍驚嘆き事にぞ申しかし。故女院(詮)の御修法して飯室權僧正の在し、伴僧にて、相人の候しを、女房門の呼て相せられける序に、女「内大臣殿(隆)は如何在する」と問に、相「甚偉う在す。天下取る相在す。中宮大夫殿(長)こそ甚く在せ」と言ふ。又栗田殿(兼)を問ひ奉れば、相「其も甚偉う在す。大臣の相在す。又、相「噫中宮大夫殿(道)こそ甚う在せ」と言ふ。又權大納言(周)を問ひ奉れば、相「其も甚貴く在す。雷の相在す」と申ければ、女「雷は如何なるぞ」と問に、相「一時は甚高なれど後遂のなきなり。然ば御裔如何在さんと見たり。中宮大夫殿(長)こそ限なく際なく在せ」と人々を問ひ奉る度には、此の入道殿(長)を必ず引添へ奉りて賞め申す。女「如何に在すれば斯く度毎には聞え給ぞ」と言ば、相「第一の相には、虎子如渡深山峯なりと申たるに

大鏡活釋

し申すによりて今いかく一家族道して参詣し得らんとなり
 聖恩によりて三笠山
 笠をす指にかけ石上は大和にある地名なり布留山、布留山などある故にか古へより石の枕詞とせり
 時雨なればやいそのかみふるたびごとく山を染むらん(貫之)は古き天皇の御代に好りたる春日行幸を

些も道せ給ねば、斯く申し侍るなり。此の譬は虎の子の險き山の峯を渡るが如しと申なり。御容貌好て、言は畏沙門の勢を見奉らんやうに在す。御相の如しと言は誰よりも優れ給り」とこそ申けれ。甚じかりける上手かな。申て違せ給る事やは在す。帥の大(臣)伊(周)は、大臣まで迅速に成り給りしを、初吉とは言けるなめり。雷は落ぬれど又も上るものを、星の隕て石と成るにぞ譬へきにや、其こそ歸り上る事なけれ。
 實に此の入道殿(道)は、折々に就たる御容貌などは、實に長き追憶とこそ是人申すめれ。就中三條院の御時の賀茂の行幸の日、雪の殊の外に甚う降しかば、御單衣の袖を引出て御扇を高く持せ給るに、甚白く降り被りたれば、道「噫甚し」とて、打拂せ給りし御舉動は甚愛たく在し、ものかな。上の御衣は黒きに、御單衣は紅の華美なる配色に、雪の色も映發されて得も言はず在し、ものかな。高名の某と言し御馬甚かりし惡馬なり。噫其

申されしなるべし
 心及ばぬに
 や、及ばぬに
 申し行はせ
 藤氏の祖を祭
 りたる社へ行
 幸、奏請せし
 ことなり
 ありなれし
 今更に心けが
 契はそれとし
 て更に心けが
 し、千代に在
 と祈らるゝと
 なり
 御父は三條院
 御母は彰子の
 妹、姉は彰子
 かけをば
 ぬ代りに面
 ぬまらずに
 かぬ」なり

を奉り鎮め給りしはや。三條院も其の日の事をこそ思召し出で在すなれ。御病の中にも、三賀茂の行幸の日の雪こそ忘れ難けれ」と仰せられんこそ、哀に侍れ。斯く世間の光にて在す殿の、一年ばかり物を安からず思召たりしよ。如何に天道御覽じけん。然ながらも些怯し御心や渡せ給りし。公方の公事作法ばかりには有べき程に振舞ひ、時違る事なく勤させ給て、私事には所も置き聞させ給ざりしぞかし。
 帥殿(周)の南の院にて、人々集て弓遊し、に、此の殿(道)渡せ給れば、思ひ掛す奇しと關白殿(隆)思し驚きて、甚う響應し申せ給て、下蔭に在せど先に立て奉りて、先づ射させ奉り給けるに、帥殿(周)の矢數今二つ劣り給ぬ。關白殿(隆)又御前に侍ふ人々も、今二度延させ給へと申て延させ給りけるに、安からず思し成て、「然ば延させ給へ」と仰せられて、又射させ給ふとて仰せらるゝやう、道「道長が家より帝后立ち給ふべきものならば、

近くもとせつ
傍へもとせつ
けぬなり
覺え侍る例
この「は」は例
のこの書か
きぶりの感嘆
詞なり
下つやみ
陰曆二十日後
の間の夜なり
申しなり
怪談ばなしに
なりたるなり
氣色覺ゆ
氣味わろしと
なり
さる所
さやうの事
好まる御性
買となり
大内裏朝堂院
の西九丈の所
にあり大嘗
會、御會、賜
宴、禮射など
仁壽殿
を
行
る
處

内宴、相撲、蹴鞠など行はるる所、清涼殿の東にあるを以て東殿ともいふ
ぬりめ
所圍を壁にて塗りめ
塗明取をつけ、妻の口と出入の口となしある處
大内裏の西南にある儀大禮に
ある最大殿に
して儀大禮に
吉上頭なり
衛士の頭なり
禁中流のほと
りに陣ありて
そこに詰る
武士をいふ
言なき
たしかに往き
ぬか否か分ら
ぬとなり
子四つ

大鏡活釋

此の矢中れ』と仰せらるゝに、同じもの、中心には中るものか。次に帥殿(周)射給ふに、甚う憶し給て御手も戦く故にや、的の邊近くだに寄す無邊世界を射給るに、關白殿(隆)色着く成ぬ。又入道殿射させ給とて、『攝政關白すべきものならば、此の矢中れ』と仰せらるゝに、初と申じやうに的の割るばかり射させ給つ。饗應し厚造し聞させ給る興も醒て、事苦くなりぬ。父大臣(隆)、帥殿(周)に、隆『何か射る。勿射そく』と制させ給て興醒にけり。入道殿(長)、矢戻して即て出させ給ぬ。其の折は左京大夫とぞ申し。弓を甚く射させ給しなり。又甚く好せ給しなり。稀有に見べき事ならねども、人(長)の御體の、言出させ給ふ事の趣意より、一方(周)は憶せられ給なめり。
又故女院(子)の御石山詣に、此の殿(道)は御馬にて帥段(周)は車にて参り給ふに、障る事ありて粟田口より帥殿(周)歸り給ふとて、院(子)の御車の許

に参り給て案内申せ給ふに、御車も停められたれば轅を仰て立ち給るに、入道殿(長)は御馬を押返して、帥殿(周)の御頂の許に甚近う打寄せ給て、道『疾く仕れ。日の暮ぬるに』と仰せられければ、奇く思されて見返り給れど、驚きたる御氣色もなく疾にも退せ給て、道『日暮ぬ。疾々』と勸せ給ふを、甚う安からず思せど如何は爲させ給ん、徐立退せ給にけり。父大臣(隆)にぞ申せ給ければ、隆『大臣輕むる人の吉きやうなし』とぞ宣せける。
三月上の巳日の御板に、即て逍遙し給とて、帥殿河原に然べき人々多具して出させ給り。平張ども數多打渡したる御座所に、入道殿(長)も出させ給るに、御車を近く遣ば、伊『使なき事、斯な爲そ。遣り退よ』と仰せられけるを、何某丸といひし御車副、問『いで何事宣ふ殿にかあらん。期く聞え給れば此の殿不運には在するぞかし。禍や禍や』とて甚く御車牛

大鏡活釋

昔は一刻を四分して、いひたり、満つる時、即ち二時なり、三時四時なり、こゝは三時に、なりたるなるべし、承明門の正門、紫宸殿の正門、念じて、がまんして也、宴の松原、右衛門陣、即ち宜秋門の外なる松原なり、その老ともなき、何か分らぬなり、露台の外、仁壽殿の内、西に、北にある舞臺をいふ、軒の下、階の

を打て、今少し平張の許近くこそ仕う奉り寄りければ、伊辛くも此の男に言れぬるかな」とぞ仰せられける。然て其の御車副をば、甚う可愛く爲させ給ひ御眷顧ありしかば、斯様の事にて此の殿達の御出甚悪かりき。女院(詮)は、入道殿(長)を取分き奉せ給て、甚う思ひ申せ給りしかば、帥殿(伊)は疎々しく待遇せ給りけり。帝(一)皇后宮(子)を懇に殊寵させ給ふ縁に、帥殿(伊)は旦暮御前に侍せ給て、入道殿(長)をば更にも申ず女院(詮)とも好らず事に觸て申せ給ふを、自然心や得させ給けん、甚も本意なき事に思召ける。道理なりな、入道殿(長)の世を治せ給ん事を、帝(一)甚う澁らせ給けり。皇后宮(子)父大臣(隆)在さで、世中を引き替せ給ん事を甚心苦う思召て、栗田殿(兼)をも疾にやは旨旨下させ給し。然ども女院(詮)の道理の隨の御事を思召し、又帥殿(伊)をば好らず思ひ聞させ給ければ、入道殿の御事を甚う澁らせ給けれど、詮「如何で斯は思召し仰せらるゝぞ。大臣超

下などの登、の處、簷滴の下なれば、ふにか「至仁壽殿西砌下」拜舞、以雨不立、庭中「などあり、おはしまし、」時の「の字、下にこもりた

られたる事だに甚最惜く侍りしに、父大臣(隆)の強ちに爲侍りし事なれば、辭びさせ給ず成にしにこそ侍れ。栗田大臣(兼)には爲させ給て、是にしも侍らざらんは最惜さより、御爲なん甚便なく世人も言ひ做侍ん」など、甚う奏せさせ給ければ、煩しうや思し召れけん、後には渡せ給ざりけり。然ば上の御局に上らせ給て、此方へとは申せ給て、自身(院)夜御殿に入せ給て泣々申せ給ふ。其の日は入道殿(長)は上の御局に侍せ給ふ。甚久う出させ給ねば、御胸潰れさせ給ける程に、暫ばかりありて、戸押啓て差出させ給りける御顔は、赤み濡れ艶めかせ給ながら、御口は快く笑せ給て、詮「あはや旨旨下りぬ」とこそ申せ給けれ。些の事だに皆此の世ならず侍るなれば、況や斯許の御有様は、人の兎も角も思し置んに寄せ給へきにもあらねど、如何でかは女院を疎に思ひ申せ給まし。其が中にも道理過てこそは報し奉り仕う奉せ給しかば、御骨をさへこそは擔させ給りしか。

の意味とにな
御石山詣
長徳元年二月
廿八日東三條
院石山に乗詣
時に伊周内
大臣、道長大
納言なりしな
案内申させ
それを申上ぐ
るなり
驚きたる云々
伊周公の見返
りしをも恐れ
氣なくとなり
いかゞは
女院の爲に申
さるゝなれば
争ひやうもな
くてなり
三月上の巳の
日水邊にて誤を
行ふ
ヤがて
そのかへりに
すぐなり

平張
日覆ひの天幕
なり
綱な綱な綱な
前にもあり極
めて申しき詞
なれど俗に
「養生々々」ほ
どの意なり
いみじくらう
道長がなり
女院
兼家の女、一
條天皇の后な
り
帥殿
道長の兄道隆
の息なり
ゆかりに
定子皇后は道
隆の女なり
おのづから
帝なり
俗に「道理で」
なり
世の中を云々
權柄の他家に

大鏡活釋

給り。鎌足大臣の三郎は宇合とぞ申ける。四郎は麻呂と申き。此の男君
達、宰相ばかりまでぞなり給る。斯て鎌足大臣は、天智天皇の御時藤原
の姓賜りて、其の年ぞ亡させ給りける。内大臣の位にて二十五年ぞ在し
ける。太政大臣は極め給ねど、藤原氏の出で初の貴きによりて、亡せ給
る後の御諱淡海公と申けり。
彼の繁樹が言ふやう、繁大織冠(足)をば如何にか淡海公とは申ん。大織
冠は大臣の位にて廿五年、御年五十六にてなん薨れ在しける。主の宣ふ
事ども、天の川を掻き流すやうに侍れど、折々斯る僻事を交りたる。然
ど誰か語らん。佛在世の淨名居士と覺え侍るものかな」と言ば世繼が
曰く、世昔唐國に孔子と申す識者宣ひけるやう侍り。智者も千々の慮
には必ず過失ありとなひあれば、世繼年百歳に多く余り二百歳に足ぬ程
にて、斯まで不問語を申すは、昔の人にも劣ざりけるやにやあらんと

む覺る」と言ば、繁樹、繁然々。實に申へき方なくこそ侍れ」とて、半
は涙押拭ひなど感ずる體殊なり。實に言ても余にぞ覺るや。
世「御子左大臣不比等大臣は、實は天智天皇の皇子なり。然ど鎌足大臣の
二郎になり給り。此の不比等大臣、御名の文字より初て尋常ならず在し
けり。並等しからずと命られ給る名にてぞ、此の文字は侍りける。此の
不比等大臣の御男君達四人ぞ在しける。太郎は武智麻呂と聞て、左大臣
までなり給り。二郎は房前と申て宰相までなり給り。此の不比等大臣の
御女二人在しける。一所(宮子娘)は聖武天皇の御母后皇太夫人とぞ申け
る。今一所の御女(安宿姫)は聖武天皇の后にて、光明皇后とぞ申ける。御
女子をぞ生み奉り給りける。其の皇女を聖武天皇、女帝に据ゑ奉り給て
けり。此の女帝をば高野女帝(孝)とぞ申て、二度位(德)に即せ給たりける。
然て不比等大臣の男子四所を四家と名けて、皆門を分ち給りけり。其の

大鏡活釋

移らん事をな
りいと心苦しう
皇后の爲に帝
がなり
大臣超えられ
八歳下なる伊
周に大臣を超
えられたるこ
となり
いなびさせ給
はず
帝の據なくそ
のまゝこせら
れしとなり
せさせ
關白をなり
わたらせ
一條帝が女院
の方へなり
上の御辰
清涼殿にある
扣所なり
夜御殿
帝の在らるゝ
出させ
女院のかへら
れぬなり
あばかりの御

太郎左大臣武智麻呂をば南家と名け、二郎房前をば北家と名け、御同胞
宇合式部卿をば式家と名け、其の弟の麻呂をば京家と名け給て、是を藤
氏の四家と名けられたるなりけり。此の四の家より、數多種々の國王、
大臣、公卿多く出で給て榮え在し、然あれど北家(房)の裔、今に枝廣ご
り給り。其の御續きを又一筋に申へきなり。絶にたる方をば申し、人な
らぬ程の者們は、自然其の御裔にもや侍らん。彼の鎌足大臣よりの御續
き、今の關白殿(頼)まで十三代にやならせ給らん。其の次第を聞召せ。藤
氏と申ば、只藤原をば然言ふなりけりとぞ人は思さるらん。然はあれど
本末知る事は甚有り難き事なり。
一内大臣鎌足大臣、藤原の姓賜り給ての年、十月十六日に亡させ給ぬ。
御年五十六。大臣の位にて廿五年、此の姓の出で来るを聞て、紀氏の人
の言ける、「藤掛りぬる木は枯ぬるものなり。今ぞ紀氏は失なんずる」と

有樹
關白になどな
らるゝことは
なり
いかでかは
この上にし
かしたるべし
の意あるべし
道理すきて
當然を通り越
してなり
御骨をさへ
榮れ鳥邊野の
卷、論子女院
葬式の所に
「曉には殿道
長」御骨かけ
幡へ渡らせ給
ひて、日さし
川で、歸らせ
給へり」とあ
り
きよくと
清々したる事
と註したるあ
れど非常に驚
きたる形容、
俗に「きやき
やする」など

ぞ宣はる。實にこそ然るべけれ。
一鎌足大臣の御次郎、左大臣正一位不比等大臣、御年六十二、養老四年
八月三日亡させ給ふ。大臣の位にて十三年、贈太政大臣にならせ給り。元
明天皇元正天皇の御時二代大臣にて在しき。
一不比等大臣の御次郎、房前大臣、宰相にて廿年。大炊天皇(淳)の御時、天
平寶字四年庚子八月七日贈太政大臣になり給ふ。元正天皇聖武天皇二代
此の間宰相にて、天平(聖)九年四月十七日に亡させ給にき。
一房前大臣の四男眞楯大納言、稱徳天皇の御時天平神護二年三月十六日
に亡させ給ふ。御年五十三。公卿にて七年。
一眞楯大納言の御二郎、右大臣從二位左近衛大將内麻呂大臣、御年五十七。
公卿にて二十年、大臣の位にて七年、贈從一位左大臣桓武天皇平城天皇
二代に逢ひ給り。

れし鹿島郡に
ある鹿島明神
は朝延の崇敬
甚だ篤く毎年
二月勅使をし
て奉幣せしめ
られ藤氏は殊
に氏神と爲し
て立后任大臣
等の事ある毎
に必ず神寶幣
帛を奉りたり
公事根源にも
二月の條に
申の日中略す
此月又鹿島祭
(中略)之も上
の申の日使者
を發遣せらる
縁起春日に同
じとあり
女御一人
車持國子命の
女與志古娘
もとより
女御を賜はら
ぬ前になり
淡海公とは申

さん
淡海公よ不比
等公 謚號ぞ
となり
天の川を云々
溢滯なしとな
り
ひがこと
ましがひたる
事なり
語らんな
だれがこれほ
ど覚えて立派
に語らん語ら
人はなしとな
り「な」は嘆辭
淨名居士の并
維摩居士の并
にて釋迦の教
化を輔けし大
善智識なり
孔子の魯に
生れたる人、
名は丘字仲尼
廣く教化を施
したり
智者も

大鏡活釋

山に振り奉りて、春日明神と名け奉りて、今に藤氏の御氏神にて、朝廷
男女使に立させ給ひ、后宮氏の大匠公卿皆此の明神に仕奉り給て、
二月十一月上の申の日御祭にてなん、種々の御使立ち騒る。帝此の京に
移しめ給ては、又近く振り奉りて大原野と申す。二月の初卯の日、霜月の
初子の日と定て年に二度の祭あり。又同く朝廷の使立つ。藤氏の殿門皆
此の御神に御幣帛十列奉り給ふ。仍しも近くとて又振り奉りて、吉田と申
て在すめり。此の吉田明神は、山陰中納言の振り奉り給るぞかし。御祭の
日四月下子の日と、十一月下の申の日とを定て、山「我が御族に、帝后宮
立ち給ふものならば、公祭に成ん」と誓ひ奉りて在しければ、一條院の御
時より公祭にはなりたるなり。
又鎌足大臣の御氏寺大和國多武峯に造營しめ給て、其處に御骨を納め給
て、今に三昧行ひ奉り給ふ。不比等大臣は山階寺建立せしめ給り。其に

依り彼の寺には藤氏を祈り申すに、此の寺並に多武峯、春日、大原野、
吉田に例に違たる奇き事出で來ぬれば、御寺の住僧禰宜等など朝廷に奏
し申て、其の時に藤原氏の長者殿占はしめ給に、御禁忌あるべきは、年の
當り給ふ殿門達の御許に、御物忌と書て一の所より配しめ給ふ。大凡彼の
寺(山階)より初りて、年に二三度會を行はる。正月八日より十四日まで、八
省にて奈良方の僧を講師として御齋會行しめ、朝廷より初め藤氏の殿門
皆加供し給ふ。又三月七日より初て十三日まで薬師寺にて最勝會七日、
又山階寺にて十月十日より維摩會七日、皆此等の度に敕使下りて齋遣す
藤氏の殿門より五位まで奉り給ふ。奈良の法師は、三會の講師しつれば
已講と名けて、其の次第を作りて律師僧綱になる。斯れば彼の御寺(山)殿
しく貴き所なり。甚き非道の事も山階寺に關りぬれば、又兎も角も人物
言ず。山階道理と名て置つ。斯れば藤氏の御有種類なく愛たし。同事の

大鏡活釋

如なれど又續を申へきなり。后宫の御父、帝の御祖父となり給る儔をこそは明し申めとて。

一内大臣鎌足大臣の御女二所、即て皆天武天皇に上り給り男女皇子達存せど、帝東宮立せ給ざめり。

一贈太政大臣不比等大臣の御女二所、一人の御女(宮子)は文武天皇の御時の女御、皇子生れ給り。其を聖武天皇と申す。御母をば宮子娘と申さ。

今一人の御女(安宿)は即て御甥の聖武天皇に奉りて后に立せ給ふ。是を光明皇后と申さ。此の御腹に女皇子を生み奉り給るを、女帝に奉り給るなり。

高野女帝と申す是なり。四十六代に當り給ふ。其れ下り給るに又帝一人(淳)を隔て奉りて、又四十八代に復位給るなり。聖武天皇の御母后を太皇

后(宮子)と申す。然れば不比等大臣の御女二人(宮子)ながら后に在す。故に不比等大臣は太皇太后(宮子)又光明皇后(安宿)の御父、聖武天皇並

史記韓信傳に
必有一失者千慮必有一得
一ひても余り
言ひやうもな
く感心となり
人ならぬほど
卑賤の者ども
はなり
藤氏と申せば
云々
藤氏といへ
ばいづれも同
思はれぬがそ
れにも嫡流、
庶流さまなり
ありとなり
紀の氏は武内宿
禰の男紀角宿
禰の後なり五
代に仕へて功
勞並なき人の
後なれば子孫

背纏威ありし
及び漸く衰
に及り
元明天皇の第
二皇女御母は
右大臣藤原麻
呂の御妹なり
元正天皇の御
母は元明天子
皇草壁天皇の
御女、皇明子
尊皇の御女、
武天皇の御女
妹なり
聖武天皇の第
一文武天皇の
一皇太子御母
藤原宮子娘は
贈太政大臣不
比等公の女不
比等天皇の重
祚なり
恒武天皇
光仁天皇第一
皇子御母は高
野新笠母は高
大臣乙繼の女

に高野女帝(孝)の御祖父に在す。

一贈太政大臣冬嗣大臣は、皇太后(仁明天皇の皇后)順子の御父、文德天皇の御祖父。

一太政大臣良房大臣は、皇太后(文德天皇の皇后)明子の御父、清和天皇の御祖父。

一贈太政大臣長良大臣は、皇太后(吉和天皇の皇后)高子の御父、陽成天皇の御祖父。

一贈太政大臣總繼大臣は、贈皇太后(仁明天皇の皇后)澤子の御父、光孝天皇の御祖父。

一内大臣高藤大臣は、皇太后(宇多天皇の皇后)胤子の御父、醍醐天皇の御祖父。

一太政大臣基經大臣は、皇后(醍醐天皇の皇后、朱雀村七)穩子の御父、朱雀天

平城天皇第一
桓武天皇第一
皇子御母は乙
無漏贈太政大
臣良繼の女大
源氏の多歴な
公卿に多歴な
に見えず、源
常任、和左衛
月二日任左大
臣、源信、天
元年二月十九
元任左大臣、
日任左大臣、
四年八月廿五
源多左大臣、
右大臣など任
は承和元年あ
年冬、藤原等
とし、以後の
もそれ以後の
事なり、正統
紀事にもこの
を論じて藤

原冬嗣大臣、
藤氏の衰へ、
ること敷き、
て南園堂を
立ふ、此時
亡せ、人けり
申す、ひが事
大なるひが事
なり、とあり
南園堂あり
大和奈良興福
寺の内、あり
観世音の像を
安置せり、
一丈六尺ある
をいふ、一丈
八尺、一丈、
八尺、一丈、
るに、一丈、
度は、一丈、
余なり、一丈、
を、一丈、
その、一丈、
分、一丈、
不空、一丈、
生死、一丈、

大鏡活釋

皇并村上帝の御祖父。

一 右大臣師輔大臣は、皇后宮(村上天皇の皇后冷泉院の御母)安子の御父、冷泉院並圓融院の御祖父。

一 太政大臣伊尹大臣は、贈皇后宮(冷泉院の女御)懷子の御父、花山院の御祖父。

一 太政大臣兼家大臣は、皇太后宮詮子(圓融院の皇后)并贈皇后超子(冷泉院の御母)の御父、一條院并三條院の御祖父。

一 太政大臣道長大臣は、太皇太后宮彰子(上東院)皇后宮(子)中宮(子)東宮(子)の御父、當代(後一)并に東宮(後朱)の御祖父に在す。許多の御中に

后三人並へ据て見奉せ給ふ事は、入道殿(道)より外に聞させ給さめり。關白左大臣(通)内大臣(通)大納言二人(頼信)中納言(家)の御親にて在す。然

や聞召し集よ。日本國には唯一無二に在す。

先は造營しめ給る御堂などの有様、鎌足大臣の多武峯、不比等大臣の山階寺、基經大臣の極樂、忠平大臣の法住寺、九條殿の楞嚴院、天の帝(聖武)の造り給る東大寺も、佛ばかりこそは大に在すらめど、仍此の無量壽院には並び給ず。況て余の寺々は言へきにあらず。

大安寺は、都率天の二院を天竺の祇園精舎に移し造り、天竺の祇園精舎を唐土の西明寺に移し造り、唐土の西明寺の一院を此の國の帝は大安寺に移ししめ給るなり。然れども只今は仍此の無量壽院優り給り。奈良の若干多る寺ども仍當り給ふなし。恒徳公の法住寺甚猛なれど、仍此の無量壽院優れ給り。難波の天王寺など聖徳太子御心に入て造り給れど、仍此の無量壽院優れり。奈良は七大寺十五大寺など見較るに、仍此の無量壽院甚愛たく、極樂淨土の此の世に現れにけると見たり。故に此の無量壽院を思ふに、思召し願する事も侍りけん。

大鏡活釋

妙法蓮華の御
を蒔き心念不
空の繩を以て
衆生の魚を釣
り上げ苦惱彼
岸に送る意な
りといふ
この若君
歳名長君
申さぬ赤なれ
ど
申さずともよ
き事なれどな
り
兵衛督
憲定卿は榮花
に村上の皇子
一品式部卿子
平親王の御子
とあり若君の
御母は、その
女は、有國の
宰相有國の女
みどり子
松のみどりに
嬰兒をかけた
り
みちたえず

大臣橋關に昇
進の途たえず
なり
帝宗良に云々
元明帝以下七
代なり
ふり奉りて
神輿を昇くと
なり
春日明神
奈良帝都の時
祝ひ奉り稱徳
天皇の神護景
雲二年戊申藤
氏四所の中神
を春日山に祝
ひ奉る四所と
は第一殿武甕
命、第二殿
齋主命、第三
殿天津兒屋根
命、第四殿姫
命、大神これなり
と公事根源に
あり
桓武天皇の長

大鏡活釋

淨妙寺は、東三條殿(兼)、大臣になり給て、御悦に、木幡に參せ給りしに、御供に、入道殿(長)具し奉せ給て御覽するに、多くの先祖の御骨在するに、鐘の聲聞き給ぬ、甚憂き事なり。我が身思ふ如になりたらば三昧堂建んと、御心の中に思し企てたりけるとこそは承れ。昔も斯る事多く侍りける中に、極樂寺法性寺を甚く侍るや。御年なども大人びさせ給るだにも、思し寄らん程尋常ならず覺え侍るに、孰の御時とは確に得聞き侍らず。只深草(明)の御頃にやなどを想像侍る。芹川の行幸せしめ給けるに、昭宣公(基)童殿上にて仕う奉せ給りける。帝(明)琴を遊しけるに、此の琴彈く人は、別の爪作りて拇に挿入てを弾く事にて侍りし。然て持せ給りけるを落し在して、大事に思召しけれど、又作せ給へき由もなかりければ、然べきにぞ思召し寄けん、成人しき人々にも仰せられで、幼く在す君(基)にしも、仁「探て參れ」と仰られければ、御馬を打返して、仰られけれど、

何處を當とも如何でかは尋させ給ん。見出て參せざらん事の甚う思召れければ、是れ探め出たらん所には、一伽藍を建んと願し思して探めさせ給けるに、出で來にたる所ぞかし極樂寺は。幼き御心に如何でか思召し寄せ給けん。然べきにて御爪も落ち、幼く在す人にしも仰られけるにこそは侍りけめ。然て貴く成せ給て、御堂建させに在す御車に、貞信公(忠)は甚幼くて具して奉り給りけるに、法性寺の前渡り給とて、父御(基)に、「爰こそ好き堂所なめれ。爰に建させ給へかし」と聞させ給けるに、如何に見て斯く言らんと思して、差出て御覽すれば、實に甚好く見ければ、幼き眼に如何で斯く見つらん、然べきにこそあらめと思召て、基「實に甚好き所なめり。汝が堂を建よ。我は然々の事の有しかば其處に建んとする」と申せ給ける。然て法性寺は建させ給しなり。又九條殿(輔)の飯室の事などは如何にぞ。」繁「横川の大僧正の御房に上

所こ内外二院は
即ち天衆欲樂
の處、内院は
彌勒菩薩淨土
とあり
祇園精舍
尺室の須達長
者祇園太子の
園林を購ひて
舍を造營して
如來に上ら
るとし太子に
念あり園林に
黄金を布き滿
てば賣らんと
いふ長者その
言の長き初め
を布き初めし
かば太子供養
の念の切なる
に感じ布き初
めたるだけ
黄金にして
事として
かば謝恩の爲
に祇園の附し
て名づくとし
ふ

法住寺の北、
法性寺の北、
太政大臣爲光
の建立
七大寺、十五
大寺、興福、元
東大、興福、元
興大、安樂、興
西大、法隆、興
七寺なり、此
れに新藥師、京
大法、超證、指
提、宗鏡、弘福
の八寺を加へ
て十五大寺と
す
木幡國宇治郡
山城國宇治郡
にあり榮花に
一木幡といふ
所は、太政大
臣基經のおと
どの點し置か
せ給へりとい
え給へりとい
の墓地あるな
り兼家公はそ
の墓に往か
れしなり

大鏡活釋

給て女院となん申へき。此の御寺に戒壇垂られて御戒あるべきなれば、世中の尼ども参りて受べかなりと悦をこそなすなれ。此の世繼が婦なども斯る事を傳へ聞て申すやう、**「儕も其の折にだに白髪の裾削ぎ捨んとなん。何か制する」と**談ひ侍れば、世**「何爲んにか制せん。但し然ん後には、若からん女の童探て得さすばかりぞ」と**なん言ひ侍れば、**「我が姪なる女一人あり。其を今より言ひ談はん。甚差離れたらんも情なき事もぞある」と**申せば、世**「其れ有まじき事なり。近くも遠くも身の爲に疎ならん人を、今更に寄べきかは」と**なん語ひ侍る。漸う衣袈裟などの準備に、好き絹一二疋購め侍るなり。など言て、有繫に如何にぞや物哀れけるなる氣色の出で来るは、女們に背れん事の心細きにやとぞ見え侍りし。世**「然て今年(二年)こそは、天變頻にし、世の妖言など吉らず聞え侍るめれ。尙侍殿(子)の斯く懷妣せしめ給ひ、院(小一)の女御殿(子)の例の御病惱**

中にも、今年となりては隙なく在すなるなどこそ恐う承れ。率や斯様の事打思ひ續け申せば、昔の事こそ只今の如に覺え侍れ」など見交して、繁樹が言ふやう、**「率噫斯く種々に愛たき事ども、哀にも許多多く見聞き侍れど、仍我が寶の君(忠)に後れ奉りし折の如に、物の悲く思ひ遣る、折こそ侍らね。八月十日餘の事に候しかば、折さへこそ哀に、時しもあれと覺え侍りしものかな」と**て、涙度々拭て得も言ひ遣ず、**「甚じと思たる體、實に其の折も斯こそはと見たれ。」**一日片時生て世に廻ふべき心地もし侍らざりしかど、斯く迄に候ふは、愈廣り榮え在すを見奉り悦び申んとに侍り。然て翌年(天曆四年)の五月廿四日こそは、冷泉院は誕生せしめ給りしか。其に就て甚どこそ口惜き折の嬉さは、斯許も在さざりしか」など言は世繼も、世**「然々」と**快く思る體疎ならず。筈朱雀院村上などの打續き生れ在しは、又如何に」など

大鏡活釋

かねのこゑ云々
 阿含經に「若
 打鐘時一切
 惡道諸苦並
 得停止」と
 あり
 三昧堂
 念佛堂の事な
 り
 芥川
 名所圖會に「
 芥川里は淀の
 東北半里の所
 にあり、古へ
 は天子遊獵の
 地にして行幸
 絶ずありしな
 り昔は此里に
 川ありて三尺
 の根芥生ず故
 に名とす」と
 あり

言ふ程も餘りに恐くぞ。世又世繼が思ふ事こそ侍れ。便なき事なれども
 日とも知ぬ身にて侍れば只申てん。此の一品宮(子)の御有様の欲見く覺
 させ給にこそ、又命惜く侍れ。其の故は生れ在さんとして其偉き夢想見給
 しなり。然覺え侍し事は、故女院(子)此の大宮(子)など孕れさせ給んとて
 見し、只同様の夢に侍りしなり。其にて萬事推量れさせ給ふ御有様なり。
 皇太后宮(子)に如何で啓せしめんと思ひ侍れど、其の宮の邊の人に得遇
 ひ侍ぬが口惜さに、許多集り給めるが中に、若し在しやすらんと思ひ給
 て、半は斯く申し侍るぞ。行末にも、好く言けるものかなと思し合する
 事も侍りなん」と言し折こそ、爰に在りとして差出ま欲かりしか。

わら殿上 清華の子息、童にて禁中出入を許されたるをいふ
 大事に 俗に「大へん」なり、困りたる事と思さるゝなり
 仰せられけれど 帝の救命はありたれどもなり

見出でし この上に「されど」の意含まれたり

伽藍 梵語なり精舎又衆園など唐譯す堂宇の事なり

乘りなり

さるべきにこそ 因縁あるならんとなり

飯室 比叡山にあり横川の傍殿院の別所にて師輔法華堂を建てたり

横川の大僧正 良源、近江國淺井郡の人、七十二歳入滅、謚號慈惠、横川の大座主なり慈惠大師の廟として同所にある

天地にうけられ 天神地祇承引せらるゝなり

かねて 前からなり

御靈會 陰陽寮にて疫神を祭る稱、又人の怨靈の祟をなすを和め祀る稱なり早良親王、伊豫親王、橘逸勢、藤原廣嗣、

やはからせし 「枯しはしない」の意に註したるもあれど聞えず、一本「かはせし」に作るなどあれば寫し誤りたるも

しれず、苜しならば踏あらしてあとで苜る草もなくなくなるの意なり

仕丁おもの云々 道長公の世となりては仕丁(雜役に仕はるゝ小者)が自身の食物を持参するとなり

とね 庄屋などの類にて里長なり

村の行中 村役人、年番の類なり

火まつり 鎮火祭の料として人民より費用を出さしむるなり

狐なかりし 皆盗みとられしとなり

牛馬まで 馬飼牛飼などに食物の餘裕あれば馬牛を飢ゑさするやうのことはせぬなり

彌勒の世 都率天に内外の二院あり内院は常に補處の菩薩の生處にして今は彌勒菩薩此に生ぜりとありて之を彌勒

の淨土といふ

御堂の夫 法成寺建立に就て役夫を頻りに徵發することなり

しかく さやうくなり

行末に 來世にせめてこの御堂の草木ともなりて生ひ出たしとなり

ものゝ心しりたる人 わけの分る者はなり

又あらじ 餘命少ければ又とふたゞびかやうの有がたき事にはあふまじとなり

もてまゐる みやげのなり

ゆゑは そのわけはなり

貞信公 道長の曾祖父なり、忠平一師輔一兼家一道長となるなれば

案のもの 必然のものとなり

御寺 法成寺をいふ

わらけべ 妻をいへり

ほころびをもちすて 袋の口を切りすてなり

大御堂の供養 治安二年七月十四日入道前太政大臣法成寺金堂を建立、天皇行幸あり、御齊會に准ぜられ、太政大臣以下會集、太皇太后宮、皇太后宮、中宮、小一條院同く渡御、天台座主院源講師の事、榮華物語にもあり

三日かねて その前三日にわたりてなり

試樂 その日の音楽を前に下ならしするなり

とりおかれぬさき 飾りつけたる佛具など片付けられぬさきになり

宮だちの 后たちなり、翌日復宴の爲に残り留まられて朝早く人々の混雜せぬうちに諸堂を拜み巡られしを世繼も

早朝參詣して思ひもよらず見申せしとなり

一品宮 幼少なれば母后枇杷殿宮と同乗なるべし

御衣どもは 何某が持ちて御輦のあとより参りしとなり

まうちぎみ 公卿及び侍臣を「前つ君」と敬ひ言ふを音使にていへる詞なれば、爰にては侍臣の意にて、宮々の大夫、

亮以下の人たちが御輦を引きて仕へ奉れるなり

殿ばら 御親戚の殿ばらなり

爲させ 賄ふなり

ひとへがさね 單衣を二枚襲ぬるなり給にはあらず生織物、綾等を用う

萩の織物 たて青、よこ蘇芳 蘇芳の木を用ひて染めたる色、二藍の赤ばみたるものすべてたてと横と色をかへて

織りたるを織物といへり

唐衣 表衣の上に着す身丈と袖巾とは短く身の前は少し長くて袖丈と同じく背は袖丈よりも身の方を短くしたる

もの背はその上より裳をつけ前短きが見ゆるまゝになし紐を結びて下げたり

二重織物 表裏ともに同色なるをいふ

唐装束 唐綾、唐絹、唐織等にて作りし衣

箔押し 綾にても平絹にても金銀箔をおしつくるなり

南大門 法成寺の正門なり

みざりつゞきて 乳母三人膝行し續きてなり

今日さばかりのことは 今日に限り三人の乳母を見てかばかり恐縮することはなしと心をとりにほすさまなり

などてかは どうしてかまあお立派ならぬわけはなけれどなり

裾に 裾よりなり

御櫛 髪のみなり

おりのぼり 幼くましますせば遊び居らるゝさまなり

引ふたぎ 扇袖などにて顔をかくすなり

ものかは 「ものかまあ」なり

おはしまさふな おはしますなの延音なり

ふたがせ給はで 扇にて顔をさしかくさせもされでなり余り面目ながらせずなり
さらぬ人だに さほどの人ならずとも覗き見はよからぬ事とするをなり
せめて 非常になり

さばれ 「のぞいてもよいわ」となり

こゝろおごり云々 よい氣になつたやうであると乳母たちの言ひあへるさまを世繼の見居しと語れるなり

上り詣らせ 法成寺供養會に參詣の爲河内より出で來しなり

なほまさしせ 道長は關白左大臣の御父にて太政大臣なれば一人より一段優らるゝとなり

齋聲し 齋聲の聲の亂りがはしきまで聞ゆるなりこゝも又重疊しゆく例のおもしろき書きざまなり

中聲 中央に立たるゝ本尊佛なり

傍に云々 「世續が拜見し居たる傍にさる僧が居られたかほんに忘れた」となり

入道せしめ給ひて 万壽三年正月十九日出家(三十九歳)法名清淨覺、同日院號、長曆三年五月七日法成寺にて剃髮、

大僧正明尊戒帥、承保元年十月三日法成寺阿彌陀室に崩す(八十七歳)、同六日大谷口本院に火葬ありたり

受くべかたり 戒を受くるなり「べかなり」は「べくあなり」の約りたるなり

何か制する 「とめては下さるな」なり

さしはなれ 他人をいふ

近くも遠くも 親戚なりとも他人なりとも自分を深切にしてくれぬ人を今更に望まぬとなり

いかにぞや 「何となく」なり

さすがに云々 傍觀者(記者)の評なり

時しもあれ 「時しもあれ秋やは人のわかるべき、あるを見るだにこひしきものを」

冷泉院 村上帝の皇子、忠平の二郎師輔の女安子の出なり

朱雀院、村上 醍醐天皇の皇子、共に基經の女穉子の出なり

恐しくぞ 百餘年も前の事なれば記者の心に恐しくさへ思ふとなり

一品宮 後朱雀院の后に立ち後三條院を産み奉られたる陽明門院なり

夢想 世繼の夢に見えしとなり

こゝらバ々 この菩提講に多くの人の集り居らるゝ中になり

爰にありとて 記者の詞なりその宮の邊の人は爰に居るとてなり

目 錄

賀 茂 臨 時 祭 始 事

八 幡 臨 時 祭 始 事

九 月 九 日 節 止 事

そのいとなき
小事はなり

初午といへど
初午の上にも
なり古くより
甲午の日は吉
日としたり
稲荷神社、伊郡
山城國紀伊郡
稲荷神社、初
午に参詣ハの
集ふさま名所
圖會にあり松
の間は満山人
なり
大夫のなり

甚々驚異く珍に盡せず二人(世繼)語しに、彼の侍、侍甚々興ある事をも承るかな。然ても物の記憶初は何事ぞや。其こそ先づ聞ま欲けれ。語れよ」と言ば世繼、世「六七歳より見聞き侍し事は甚孰く憶え侍れど、其の事となき事は證なければ用る人も候はじ。九に侍りし時の大事を申し侍らん。小松帝(孝光)の親王にて在し、時の御所は、皆人知て侍り。儕が親の候し所、大炊御門より北、町尻よりは西にぞ侍りし。然ば宮の傍にて常に参りて遊び侍しかば甚閑散にてこそ在し、か。二月の三日初午と言ど甲午の最吉日、例よりも世舉りて稻荷詣に騒りしかば、父の詣で侍し供に従ひ詣りて侍る。然は申ど幼き程に阪の急峻を登り侍しかば、困じて得其の日の中に下向仕らざりしかば、父が即て其の御社の禰宜大夫が後見仕りて、甚親密て候し宿に罷り寄て、一夜は宿りて翌日歸り侍しに、東洞院より上りに罷るに、大炊御門より西方に人々颯々と奔れば、奇

小野宮
實頼公の弟なり

式部卿宮帝に
云々
光天皇なり
居させ
御即位あると
なり

くて見候しかば、我が家の邊にしも甚黒うなるまで人立込て見るに、甚ど驚れて、萬一焼亡かと思て上を見上れば烟も立す。然は大なる追捕かなど旁に心も無きまで迷ひ罷りしかば、小野宮の邊にて、上達部の御車や鞍置たる馬ども、冠、袍など着たる人々などの見え侍しに、心得ず奇くて、世「何事ぞ、何事ぞ」と人毎に問ひ候しかば、「式部卿宮(康時)帝に居させ給とて、大殿(基)を初め奉りて、皆人参せ給るなり」とて急ぎ罷しなどぞ、物覺たる事にて見給し。又七歳ばかりにや、元慶(成陽)六年ばかりにや侍りけん。式部卿宮(康時)の、侍従と申し寛平天皇(宇多)、常に狩を好せ在して、霜月の廿日餘の程にや、鷹狩に式部卿宮より出で在し、御供に走り参りて侍り。賀茂堤の某なる處に、侍従殿(宇多)鷹使せ給て甚う興に入せ給る程に、俄に霧立て世間も搔開りて東西も覺ず。昏の往るにやと覺て、藪の中に仆れ臥て戦き惑ひ候ふ程に、半時許や侍りけん。後にぞ承れば、賀

賀茂明神
老翁出現し
て侍従にも
の申されしこ
と前にあり

ちはやぶる
いちはやぶる
にて神威のあ
らたかなるを
いへり腹立ち
易き人をい
はやくしなど
いへばあしき
罰あるやうな
るをいへるな
り「ふる」はそ
のさまをいふ
(再出)

まもり給はず

茂明神現れ在して、侍従殿に物申せ在しける程なりけり。其の事は皆世に申し置れて侍るなれば却々申し。知し召たらん。輕率に申へきにも侍ず。然て後六年許ありてや、賀茂の臨時祭初りけん。位に即せ在し、年とぞ覺え侍る。其の日の酉の日にて侍りければ、即て霜月の終の酉の日にては侍るぞ。初たる東遊の歌、敏行中將ぞかし、

敏「千はやぶる賀茂の社の姫小松、

萬代までも色は變じ。」

古今に入て侍り。皆人知し召たる事なれど、甚く詠み給る主(敏)かな。今に絶ず廣らせ給る御裔に、帝と申ど斯しもや在す。八幡の臨時の祭、朱雀院の御時よりぞかし。朱雀院生れさせ給て三年は、在す殿の御格子開ず、晝夜灯を燈して、御帳の裡にて三歳まで育し立奉せ給ふ。北野(菅)に怖ぢ申せ給てなりけり。天曆の帝(上村)をば甚然も守り給ず、甚き折節に生れ

御格子おろし
て守りなどは
仕う奉らざり
しとなり
御願にて
八幡の臨時の
祭始りしとぞ
なり
貫之の家集な
り

伊勢
藤原
七條
温子
の
大臣
女
平
多
生
行
帝
明
退
位
の
を
ら

させ給るぞかし。朱雀院生れ在さずは、藤氏の榮甚斯しも侍らざらまし。然て位に即せ給て、將門が亂出で來て、其の御願にてとぞ承りし。其の東遊の歌貫之の主ぞかし。

貫「松も生ひ又も若生す岩清水、

行末遠く仕へまつらん。」

集にも書て侍るぞかし」と言ば又繁樹、繁「此の翁も其の主の申れつるが如冗漫しき事は申し。同事の如なれど寛平(多)字、延喜(醍)などの御讓位の程の事などは、甚健く明確に憶え侍るをや。伊勢の君の弘徽殿の壁に書つけ給りし歌こそは、往昔の哀なる事と人申しか。

伊「別れど相も思ぬ百敷を、

見ざらん事の何か悲き。」

法皇(多)字の御返歌、

大井の御幸も侍りしぞかし。然て行幸ありぬべき處と申せ給て、事の由奏せんとて小一條太政大臣(忠平)ぞかし、

忠「小倉山紅葉の色も心あらば、

今一度の行幸待なむ。」

あはれ優にも候しものかな。然て行幸に數多の題を賜りて和歌仕う奉し中に、「猿山峽に叫ぶ」といふを躬恒、

躬「佗しらに猿な鳴そ足引の、

山のかひある今日にやはあらぬ。」

其の日の序題は即て貫之の主こそは仕う奉りしか。

然て又朱雀院も優に在すところ言れさせ給しかども、將門が亂など出来て、怖れ過させ在し、程に、即て代せ給にしぞかし。其の程の事の有様こそ甚奇う侍りけれ。母后(穆子)の御許に行幸せさせ給りしを、斯る御有様

玉ぬきあへぬ風の白露なるなり
河内國交野郡
秋の一夜の契
鹿の音をや鳴に
隆(昔より狩)
ひたぶるの
専門のなり
なでう事かあ
差支なしとな
七歳にて云々
醍醐の御代に
平の女は時
延喜の御母は
生廿一年親
と十月延長七
年十月去ありた

しほたれ感涙を催せるなり

法皇の御代に醍醐の御代に皇御所遊覽ありし事諸史に見えたり

宮の瀧大和吉野にあり遊獵せられしなり

待たなむ待て欲いなむ散らずに待てよの意

射恒大河内射恒なり

わびしらにわびしらに(つまらなさ

の思ふ如に愛たく嬉き事など奏せさせ給て、穆「今は東宮ぞ斯て見聞えさせま欲き」と申せ給けるを、心もとなく急ぎ思召す事にこそありけれど、程もなく譲り聞させ給けるに、后(宮子)は、穆然思ても申ざりしものを、只將來の事をこそ思しか」とて甚く嘆せ給けり。然て退位させ給て後、人々の嘆きけるを御覽じて、院(朱雀)より后(宮子)に聞させ給りし。國讓の日、

朱「日の光出で添ふ今日の時雨るは、

孰の方の山邊なるらん。」

后の宮の御返歌、

穆「白雲の下り居る方や時雨らん、

同じみ山の光ながらに。」

などぞ聞え侍りし。院(朱雀)は月夕綾綺殿にこそは在し、か。後には少し悔

殿女御と申すは、齋宮女御よ。帝(上)村久く渡せ給ざりける秋の夕暮に、琴を甚愛たく弾き給ければ、急ぎ渡せ給て御傍に在しけれど、人や在るとも思したらで切て弾き給を聞召は、

承「然ぬだにあやしき程の夕暮に、

荻吹く風の音を聞る。」

と弾たりし程こそ切なりしか」と御集に侍るこそ甚う候へ」と言ふは餘り畏なしやな。或人、人「城外やし給る」と言は、驚遠國には罷す。和泉國にこそ貫之の主の御任に下りて侍りしか。「蟻通をば思ふべしやは」と詠れて侍りし度の供にも侍ひき。「雨の降り様など語しこそ、古草紙にあるを見れば程経たる心地し侍るに、昔に逢たる心地して興しかりしか。此の侍も甚う興じて繁樹が妻に、侍「女們こそ今少し細密なる事どもは語られぬ」と言は、婦「我は京人にも侍らず。高き宮仕なども爲侍らず。若くよ

踐神ありて皇
太后宮となり
同院の天延元
年天皇太后宮
と成る
初めれたけ
渡れりといふ
淡竹の類を
な杖とし格
ふは廣く竹
にはをいひ
こと節など
節、節など
枕詞にも用
こにも我が
世にかけ音
根をかけた
きんち云々
麗人の繁樹
さして命ず
なり
一京
まづ東の京
つを見あり
しなり當時
制は東に二
京ありしに

かく西の京を見
しに西の京を見
あまの罪をわ
謝すなりこい
び詞なりこい
ふ極り悪きに
は極り悪きに
耻ぢ居らるゝ
さまなり性
などの字當
辱に同じ
耻辱に同じ
衣カづけ
祿を賜はるな
り肩に被き退
く故にいふ
承香殿女御
殿は仁壽殿の
北は九間四の
なり女御重明
は式都御重明
親王の女御承
貞信公の女御
平六年齋宮承
卜定さるるに
母の喪に遺ひ

り此の翁(繁)に添て候にしかば、抄々しき事をも見給ぬものをば」と答れば、侍「孰の國人ぞ」と問ふ。婦「陸奥國、安積沼にぞ侍りし」といふ。侍「如何で京には來しぞ」と問は、婦「其の人とは得知り奉らず。歌詠み給し北方在せし。守の御任にぞ上り侍りし」と言に、中務の君にこそと懇くも興趣く成ぬ。侍「最甚き事かな。北方を誰とか聞し。詠み給けん歌は憶ゆや」と言は、婦「其の方に心も得て憶え侍らず。只上り給しに逢坂の關に在して詠み給りし歌ぞ、所々憶え侍る。

北「都には侍らんものを逢坂の、

關まで來ぬと告や遣まし。」

など甚辿々しげに語る體實に比類なし。

繁樹、繁此の人(方)をば人と思すかとよ。然様の方は憶ゆらんものぞ。世間魂はしも甚健く侍るを取處にて、得去り難く覺え侍るなり」と言に、

退出、天曆元年、同三年、御卒年、寛和元年、卒年、五十一、さしぬたに、さしぬたに、あやしきまで、あやしきまで、暮に君は秋の夕、暮に君は秋の夕、吹く風の音の、吹く風の音の、み聞ゆるとな、み聞ゆるとな、御集、村上の御集、あるとなり、あるとなり、善提、善提、人、人、赴任に供して、赴任に供して、下りしとなり、下りしとなり、貫之、紀伊國、貫之、紀伊國、より上洛の途、より上洛の途、次、乗馬、次、乗馬、進まずなり、進まずなり、行人、此處、行人、此處

にいます神の、にいます神の、所、所、來、來、知、知、れ、れ、て、て、り、り、し、し、か、か、し、し、も、も、な、な、手、手、ま、ま、向、向、何、何、あ、あ、神、神、と、と、あ、あ、み、み、か、か、あ、あ、ぬ、ぬ、と、と、ふ、ふ、有、有、と、と、の、の、後、後、り、り、の、の、日、日、村、村、の、の、北、北、に、に、社、社、あ、あ

世繼、世「率此の翁の女人こそ、甚健く物は憶え侍れ。今一巡が年長にて候へば、見給ぬ程の事なども彼は知て侍るめり。染殿後の宮(明)の洗女に侍りけり。母も上の刀自にて仕う奉りければ、幼くより参り通ひて、忠仁公(房)をも見奉りけり。童形の程の甚醜うも候はざりけるにや、貴き君達も御覽じ入て、兼輔中納言、良峯衆樹宰相の御文なども持て侍るめり。中納言(峯)は檀紙に書れ、宰相(樹)のは胡桃色の薄様にぞ侍るめる。此の宰相(樹)は、五十まで然せる事なく、殆公儀に捨られたるやうにて在すかりけるが、八幡に詣せ給たるに、雨甚う降るに石清水の坂上り煩つ、参り給るに、御前の橋樹の少し枯たりけるに立寄て、

衆「千早振る神の御前の橋も、衆樹も共に老にけるかな。」

と讀み給は、神聞召し憐びさせ給て、橋も榮え、宰相も思ひ懸ず頭に成

て、宰相まで成り給とこそは承りしか」と言は、侍、侍、賀茂の御前にと、かや、遙の世の物語に童申し侍るめるは」と答れば、世「然もや侍りけん、程經て辭事も申し侍らん。宰相をば見奉ざりしかど、人と成てこそ尋ね承れ」と言ふ。侍「其は然なり。其の宰相は五十六にて宰相になり、左近中将兼てこそ在せしか。」世「其の折は何とも覺え侍ざりしかど、此の頃思出で侍れば、見苦しかりける事かなと思ひ侍る。」此の侍、侍「如何で然る有識をば物氣なき若人にては取込られしぞ」と言は、世「然ばこそ然様に好き置き侍し者の、心にもあらず世繼が家には參で來寄ては、恥にして如何許の喧嘩侍りしかど、然許に手懸け初て他見せさせ侍りなんや。然る程に居付き候ひては、翁を又一夜も他見せさせ侍ぬをや」と微笑たる口容甚痴がまし。世「又此の婦們も世繼も、然べきにて侍りけりぞ。此の女二百歳ばかりに成にて侍り。兼輔中納言、衆樹宰相も今まで後嗣だ

りとぞ枕草紙「社は」の條にも出てたり雨の降りしきまこの上に「とて」の意を含ませたり古草紙をいふ袋草紙をいふ佛神感應歌の條にありその人とは誰といふ事はしらずなり中務卿敦慶親王の女母は伊勢の初め陽成天皇の皇子元長親王の北方法と朝臣信方と源朝臣信方と北朝臣信方と明の北方と大辨公忠の子御任にてぞ上京

に在せず。世繼にも今様の若き者們更に語れ侍らし。斯る長命の往き會ず侍らましかば、困惑う侍らまし」とて快く笑ふ。實にと聞て興しくもあり、聴くも理の事とは覺す。世「あはれ今日具して侍らましかば、女房達の御耳に今少し留る事どもは聽せ給てまし。私の頼む人にては兵衛内侍の御父をぞ爲侍りしかば、内侍の許へは時々罷るめりき」と言に、人「とは誰にか」と言ふ人のあれば、世「率彼の高名の琵琶彈よ。相模の節に玄上給りて、御前にて青海波仕う奉られたりしは甚じかりしものかな。博雅三位などだに通常には得鳴し給ざりけるに、是は承明門まで聞え侍しは、左の樂屋に罷りて承りしぞかし。斯様に物の榮宜々しき事ども、天曆(上村)の御時までなり。冷泉院の御代になりてこそ、世は昏れ塞りたる心地し侍りしか。風雅の衰る事も其の御時よりなり。小野宮殿(實)も、一の人と申せど他人に成せ

さるに伴はれ來しとなり心も待て不得手にてなり逢阪關近江國滋賀郡にあり都には玉葉集旅の部に出でたり詞朝臣陸奥守に伴ひて任果てて上り侍るとて、あふ阪關にてよみ侍りける中務「とありて初句「都人」とあり」と

給て、若く華美なる御伯父達に打任せ奉せ給ふ。又帝將た申へきにあらず。哀に侍ひける事は、村上亡せ在して翌年、小野宮に人々參り給て、甚臨時客などはなけれど、嘉辰令月など打誦させ給ふ序に、一條左大臣殿(信)六條殿(信)など拍子取て席田打出させ給けるに、「噫先帝(上村)の在さましかば」とて御笏も打置きつ、主人殿(實)を初め奉りて、言忌も爲させ給ず、袍の御衣どもの袖沾させ給にけり。然る事なりや。何事も聞知り見分く人のあるは效あり。無きは甚口惜き事なり。今日斯る事ども申すも、和殿の聴き分せ給は、甚ど今少しも申さま欲きなり」と言は、侍も忤へたりき。世「藤原氏の御事をのみ申し侍るに、源氏の御事も申し侍らん。此の一條殿(信)六條殿(信)達は、六條一品式部卿宮(實)の御子どもに在す。寛平(宇)の御孫なりとばかりは申ながら、人の御有様有識に在して、孰をも村上

わたるすべは
 巧者となり
 めぐりがこ
 のかみ
 十二支の数の
 一回すること
 十二年の年長
 となり
 ひすまし
 桶洗、廁の掃
 除を掌る下司
 の女なり
 上の刀自
 御厨子所、臺
 盤、内侍所
 等にちりて雜
 役を務むる、
 女房と稱しが
 兼輔
 正三位中納言
 利基朝臣六男
 承平三年二月
 薨、年五十七
 良峯衆樹
 從四位上參議
 治部卿なり丹
 波守晨直の二

男、延喜十七
 年正月廿九日
 參議任ぜら
 る、年五十六
 同日薨、年廿
 十九
 延喜十三年八
 月十九日薨、
 頭になりたり
 聖茂の云々
 それに八幡に
 あらず賀茂の
 社前にての事
 とし、しとな
 り是も兩説あ
 るなるべし
 京童等の申す
 となり
 見苦しかりけ
 る
 妻の一廻りも
 年長なるは世
 間にも稀なれ
 ばいへり
 有職をば

帝殊寵し申せ給しに、今少し六條殿(信重)をば愛し申せ給りけり。兄殿(信雅)は甚余り嚴格く、公事より外の事は多分には申せ給で、緩ぎたる處の在さざりしなり。弟殿(信重)は、みそか事には無才にぞ在し、かど、笑らかに愛嬌づき、可懐き方は勝らせ給りしかばなめりとぞ人申し。父の宮は出家せさせ給て仁和寺に在し、かば、六條殿修理大夫にて在し、程なれば、仁和寺へ參せ給ふ往反の道を、一度は東の大宮より上らせ給て一條より西方に在し、又一度は西の大宮より下せ給て二條より東方などに過させ給つ、内裏を御覽じて、破れたる所あれば修理せさせ給り。甚手利たる御用意なりな。

又一條殿(信雅)の仰せられけるは、親王達の御子にて世の案内も知ず便宜なかりしかば、然へき公事の折は人より先に參り給て、事果ても最末に罷り出などして見習しなりとぞ宣せける。八幡の放生會には御馬奉らせ給し

を、御使などにも淨衣を給せ、御自身も潔齋せ給しを、御前近き木に山鳩の必ず居て、引出る折に飛立ければ、效ありと悦び興せさせ給り。御心甚ど正く在す人の、信を致させ給しかば、大菩薩の受納申せ給りけるにこそ。先年の早の御祈禱にこそは、東三條殿(兼家)の御賀茂詣せさせ給しには、此の一條殿も參せ給き。大臣に成せ給ぬれば、然る例なけれども、天下の大事なりとて、御出立の所には在さで、我が御殿の前渡せ給し程に、引出て具し申せ給しなり。此の生に御珠數取せ給ふ事はなくて、只毎日南無八幡大菩薩、南無金峯山金剛藏王、南無大般若波羅密多心經と、冬の御扇を數に取て、一百八遍づゝぞ念じ申せ給ける。其より外の御勤行せさせ給ず。四條太后宮(子)に、斯など申す人のありければ聞せ給て、四「可懐からぬ御本尊かな」とぞ仰せられける。

此の殿(信雅)こそ「新に生る」をば普通の如に歌ひ返させ給けれ。一條院の

いかにしてさ
やうに容色も
すぐれ有識な
る女を身分卑
き若人が得し
ぞとなり
すきおき
心高くてやん
ごとなき人に
もなびかざり
しをいふ俗に
えりごのみ也
手かけそめて
妻にせし上は
なり
ほかめ
他の女に心を
移させず大切
に仕ふると也
あとかばね
かばねは姓な
り姓を嗣ぐ人
もなしとなり
わかきものど
も
世繼の如き老
人にききは
相手にはなら
じとなり

御時の臨時祭に、御前の事果て、上達部達の物見に出で給しに、外記の隅の邊過させ給とて、殊とはなくて口吟のやうに歌せ給しが、却々優に侍りし。「富草の花手に摘み入て宮へ参む」の邊を、例のには異りたるやうに承りしかば、遠き程に老の僻耳にこそはと思ひ給しを、此の按察大納言殿(公)も然ぞ宣せける。公「殿上人にてありしかば、遠くて熟も聞ざりき。異りたりし様の珍う體異りて覺しは、彼の殿(雅)の御事なりしかばにや。又も聞ま欲かりしかど然もなくして止にしこそ、今に口惜く覺れ」とこそ宣ふなれ。

此の大納言の御弟の大納言、優に在しき。大方六條宮(實教)の御子どもの、皆愛たく在しとなり。御法師子は、廣澤僧正、勤修寺僧正二所こそは在し、か。大方其の程は、方々に就つ、甚き人々の在し、ものをや」と言は、侍「此の頃も然様の人は在さずやはある」と侍の言は、世「此の四人の大納言

兵衛内侍の御
親繼の妻がわ
が親の如くに
頼みしとなり
内侍の父は信
濃守隆信なり
玄上
舊は玄上なり
相の琵琶なり
そのののつ
きたるに書き
たりといふ説
ありされど唐
人の物にて元
來は撥面に玄
き象とぞ昔
故の名とぞ昔
より靈物にて
内裏焼亡の時
ぬ前の取出さ
て大庭の椛の
木にかゝり又
朱雀門の鬼
し(盜賊の鬼
に盗まれ

言達よな。齊信、公任、行成、俊賢など申す君達は、又更なり。然て又多くの見物し侍りし中にも、花山院の御時の石清水の臨時祭、圓融院の御覽せしばかり興ある事候ざりき。其の折の藏人頭にては、今の小野宮右大臣殿(實)ぞ在し。御前の事果ける隨に、院(融)は徒然に在すらんかしと思召て参らせ給りければ、然べき人も侍ひ給ざりけり。藏人判官代ばかりして、甚淋々し氣にて在す。斯く参せ給るを甚時宜好う思召させ給て、實「物御覽せよ」など御氣色給らせ給は、院「俄には如何あるべからん」と仰せられけるを、實「斯て實資候へば、又殿上に侍ふ男子們ばかりにて、合へ侍りなん」と唆し申させ給ふ。御廐の御馬ども召て、侍ひし限御前驅仕う奉り、頭中將(實)東帯ながら参り給ふ。堀川院なれば程近く出させ給に、物見車ども二條大宮の辻に立ち集りて見るに、布衣、衣冠なる御前したる車の、甚う人拂ひ尋常ならぬ勢なるが來れば、誰ばかり

たる時、求め
はん爲に修法門
のしより頭行
緒なき下りた
りなどいふ

青海波

曲の名なり

承明門

紫宸殿前の正

門なり紫宸殿

なる天皇の御

前にて隆信の

承明門まで開

えしとなり

左の樂屋

和撲節の時、

紫宸殿の前左

右に樂屋を設

くるなり

よそ人

實頼の弟師輔

の世となりた

るをいふ師輔

は安子皇后の

父なり

御をち達

安子の兄弟、

ならんと奇く思ひ合るに、頭中將(實)下襲の裾挟みて、移鞍置たる馬に
乗て在するに、院の在すなりけりと見て、車ども歩人も手まどひし立
ち騒て甚喧騒し。

二條よりは少し北に寄て、冷泉院の築土面に御車立つ。御前驅門下て侍
ひ並み給ふ程に、内裏より物見に引續き出で給ふ上達部達の見給ふに、
大路の甚く騒れば、奇くて何事ぞと問せ給に、院(圓)の在すなりと申ける
を、豈夫あらしと思すに、頭中將殿(實)も在すと言にぞ、實なりけりと覺
つ、御車より急ぎ下つ、皆參り給し。大臣二人は左右の御車の舁に押
て立せ給り。東三條殿(兼)、一條左大臣殿(雅)よ。然て納言以下は轅の此方
彼方に居並せ給ふ。殿上人は御車の後、轅の方に侍ひ給ふ。却々正式か
らん事の作法よりも愛たく侍りしものかな。舞人陪從は皆乗て渡るに、
時中源大納言の未だ大藏卿と申し折ぞ、使にて在せし。御車の前近く立止

伊尹、兼通、兼
家た、いふ
帝はた
先帝と異り給
へることば皆
人のしりたる
所となり
嘉辰令月、
朗詠集に、
辰令月、
極、萬歳、
式部卿、
王の三男、
王の三男、
時平公女、
元々、
左大臣、
延元、
一年、
一月、
同、
七、
六、
七、
式部卿、
王の四男、
は時平公の女

りて求子を袖の氣色ばかり仕り給て突居給し隨に、御端袖を顔に押當て
侍ひ給しかば、香なる御扇を差出させ給て、疾うと書せ給しかばこそ、
少し押拭て立ち給しか。惣て然許優なる事又候なんや。實に多感なる事
體なれば人々も御氣色變り、院の御前(圓)にも少し涙含み在しけりとぞ、
後に承りし。神泉の東北の隅の垣の内にて見給しなり。
又若く侍し折も佛法疎くて、世騒る大法會ならぬには罷り會ふ事も無り
しに、況て年積りては動き難く候ひしかど、參河入道殿の入唐の餞別の講
師清昭法橋の爲られし日こそ罷りたりしか。然ばかり無道心の者の、初
て心發る事こそ候ざりしか。先は神分心經表白宣ひて鉦打ち給りしに、許
多集りたりし萬人颯とこそ泣て侍りしか。其は道理の事なり。又清範律
師犬の爲に法事しける人の講師に講ぜられて往を、清昭法橋同じ程の説
法者なれば、如何すると聞きに、頭包て誰ともなくて聽聞しければ、清唯

王(釋迦)の怒身(怒)の住み給ひし山ありその山爰に飛び來つて命峯山となる云々南無衆生の佛に向ひて至心に歸依信順する語なり歸命、敬禮などの意大般若波羅密多心經唐の玄奘譯、六百卷ありとぞ、略して大般若經なりと數珠の顆百八なるに於たどり、椀の骨を遍數へて一八念誦するべしなるべし新に生ふる風俗歌の中、荒田といふ曲の名なり

「安良太仁於不、留、止、見、久、佐、乃、波、奈、天、仁、聞、見、天、見、世、戸、未、井、良、幸、云々、と、み、草、は、稻、を、い、ふ、この歌の少し、かはれるを雅信公は普通の節に歌ひ反されしとなり臨時祭賀茂の事御前の儀式なり御前の儀式なり物見に祭見に外記の外記太政官の外記典にて詔敷及奏文を勅造し除目叙位等の事を奉行の官の詰所の

大鏡活釋

擬させ給て、物も仰せられねば、若し聞召ぬにやとて又御氣色給れど、打睡せ給て仍御答なし。甚奇く然まで御殿籠り入たるとは見させ給ぬに、如何なれば斯て在すぞと思て、少時許御前に候ふに、打覺せ給ふ體にて、兼「御装束は果ぬるにや」と仰せらるゝに、聞せ給ぬやうにてあらんと思召けるにこそと心得て立ち給にけり。實に斯許の祝の御事、又今日に成て止んも忌々しきに、徐引隠して有へかりける事を、思慮なく申すものかなと如何に思召しつらんと、後にぞ其の殿(某)も甚く悔しがり給ける。然る事なりかしな。然ば何條事かは在す。好き事にこそ有けれ。又大宮(上東)の未だ幼く在しける時、北政所(子)具し奉せ給て、春日に詣せ奉りけるに、御前の供物ども奉らせ据たりけるを、俄に旋風の吹き惑て、東大寺の大佛殿の御前に落したりけるを、春日の御前なる供物の、源氏の氏寺に取れたるを好らぬ事にやと、是をも其の折世人申しかど、

大鏡活釋

長く御子孫榮え給は、吉相にこそはありけれとぞ覺え侍るな。夢も現も是は好き事と人申せど、然る事なくて止むやうもあり。又斯様に奇し立て見給へ聞る事も斯く好き事も候ふな。實に、世中に幾許哀にも愛たくも興ありて承り見給へ集たる事の、數知ず積りて侍る翁們とか人々思召す。尊くも又卑りても、眼近く御簾の中ばかりや覺束なさ残て侍らん。其なりとも各宮殿門次々の人の御邊に人の打聞くばかりの事は、女房童申し傳ぬやうやは侍る。然ば其も不意に承らずしも候ず。然ど其をば何とかは語り申んずる。只世に取て人の耳留めさせ給へし。昔の事ばかりを斯く語り申だに甚愚がましげに御覽じ越する人も在すめり。今日は只殿の珍う興ありげに思して後を好ら打せ給に囃され奉りて、斯許も口開け初て侍れば、却々残多く又々申へき事は期もなく侍るを、若し實に聞召し果せ欲くば、駄一頭を給せよ。這

角なり
例の節にはな
御弟の大納言
一本の註に時
中とあれど茶
花系圖など二
は時中は雅信
の子とあり
廣澤の僧正
寛朝といふ成
田山の開基
遍昭寺の住持
なり、教實帝
の孫、大親
密學の胎藏
來所説の胎藏
部金剛部を主
護摩を焚きて
諸尊を供養す
る修法を興し
す、興し世
に帝澤派と
いふ通昭寺と
嵯峨廣澤邊
にあり

へり大僧正と
なり八十歳
にて化す
勤修寺の僧正
雅慶といふ
大僧正、勤修寺
長者、東大寺
別當となり八
十七才にて卒
す、四人の云々
四納言とて才
藝優長いづれ
劣らぬ人なり
藏人判官に
禁中の判官に
て兼たるなり
を兼たるなり
に限りたり、
禁中の官と紛
ふしき故にい
物類にせし
祭に思召を
ませと召を
何ひたるな

大鏡活釋

ひ乗て参り侍らん。半は又御宿所に参りて殿の御才學の程も承らま欲う
思ひ給るやうは、未だ年來期許も應答し給ふ人に對面給らぬに、時々加
へさせ給ふ御詞の、見奉るは翁們が玄孫の程にこそはと覺させ給に、此
の知召し氣なる事どもは、思ふに古き御日記などを御覽するならんかし
と奥床く、下薦は然許の才は如何でか侍らん。只見聞き給し事を心に思
ひ置て、斯く賢しがり申すにこそあれ。實に人に會ひ奉りては思し答め
給ふ事も侍らんと恥う在せば、老の學問にも承り明さま欲うこそ侍れ
と言ば、繁樹も、繁「只斯なり斯なり。然ん折は必ず告げ給へきなり。杖
に倚りても心ず参り會ひ申し侍らん」と頷き合す。
世「但し然までの理解在せぬ若き人々は、虚物語する翁かなと思すもあら
ん。我が心に覺て一言も虚き事加へて侍らば、此の御寺の三寶、今日の
座の戒和尚に請ぜられ給ふ佛菩薩を證とし奉らん。中にも若うより十戒

の中に、妄語をば保て侍る身なればこそ、斯く命をば保れて候へ。今日此
の御寺の主と其を授け給ふ講の庭にしも参りて、妄語申へきならず。大
方世々の初は人の壽は八萬歳なり。其が漸う減じもて往て、百歳になる
時に佛出で在したるなり。然ど生死の定なき由を人に示し給とて、仍今
二十年約て八十と申し年、入滅させ給にき。其の年より今年まで一千
九百七十三年にぞなり侍りぬる。釋迦如来滅し給ふを期にて八十に究む
べけれども、佛人の命を不定なりと見せさせ給にや、此の頃も九十百の
人自然聞え侍るめれど、此の翁どもの命は稀なる事、甚深々々希有々々
なりとは是を申へきなり。
甚上古は斯許の人侍りき。神武天皇を初め奉りて二十余代までの間に十
代ばかりが程は、百歳百歳までは持ち給る帝も在したれど、未代には尤
き命持て侍る翁どもなりかし。彼は前生にも戒を受け持ちて候けると思

大鏡活釋

侍ひし限り
近侍せる人だ
けなり
布衣
古くは布制な
りしが後に無
文の狩衣をは
いふ六位以下
の用なり
うつし
移鞍の事なり
唐鞍を移す
意ともいひ御
幸鞍を移す意
ともいふ
祭の時神社に
十列の幣を奉
らるる時に乗
衛司の一日具
る時などの具
なり
東三條殿
この上に「そ
れは」の意あ
り
陪從
伶人屬なり
使にて
救使にてなり

ひ給るなり。今日此の御堂に影向し給らん神明冥道達も聞召せ」と打言
て、得意顔に扇打使ひつゝ見交したる氣色道理に、何事よりも公私
羨くこそ侍りしか。世扱も、繁樹が年數させ給へ。只なるよりは年
を知り侍らぬが口惜きに」と言は、侍、侍「率々」とて、侍「十三にて太政
大臣殿(忠)に参りきと宣へば、十歳許にて陽成院讓位させ給ふ年は在すが
りけるにこそ。是にて思ふに彼の世繼の主は今十余年が弟にこそ有めれ
ば、百七十には少し余り、八十にも及れにたるべし」など手を折り數て、
侍「甚斯許の御年どもは、相人などに相せられやせし」と問は、然せる
人にも見え侍らざりき。只高麗人の許に二人(繁世繼)連て参りたりしかば、
二人長命と申しかど、甚斯許まで候へしとは思ひ懸け候へき事かは、他事
問んと思ひ給し程に、昭宣公の君達三人在しにしかば、得申す成にき。
其ぞかし時平大臣をば、相「御容貌勝れ精神偉くて、日本の柱石と用ん

もとめ子
舞曲の名
はた袖
袍にても直衣
にても二幅あ
る袖、端の方
の一幅をいふ
香をたきしめ
たるなり
神泉苑なり天
子遊所、近
衛次將別當な
り冷泉院とは
二條大路を隔
て、筋向ひな
れば、筋向ひ
こよりこつは
さまをひそか
に拜見せしと
なり
参河入道
大工基、法
名寂照、三
齊光の三男
長保元年出家
入道して唐に
入り圓通大師

に余せ給りと申す。枇杷殿(仲)をば、相「余り御心正く柔順にて諂ひ飾りた
る事なくて、日本の小國に負ぬ御相なり」と申す。貞信公(忠)をば、川「天晴
日本國の柱石やな。斯く世を繼ぎ門を開く事只此の殿」と申たれば、貞「我
を有が中に、學識なく心諂曲なりと、斯く言は恥き事」と仰せられける。然
ど其の儀に違ず、門を廣げ榮花を開せ給は、仍甚じかりけりと思ひ侍りて
又罷りたりしに、小野宮殿(實)在し、かば、得申す成にき。殊更に卑き姿
を粧りて下臈の中に遠く居させ給りしを、多りし人の上より延上りて見
奉りて、指を指て物を申しかば、何川ならんと思ひ給しを、後に承りしか
ば、相「貴臣よ」と川けるなり。然は甚若く在す程なりかしな。甚き戲言ど
もに侍れど、實に是は徳至りたる翁們にて候ふ。何か人の許させ給ざらん。
又拙き下臈の然る事もありけるはと聞召せ。亭子院(宇)の川尻に在し、に、
白女といふ倡婦召て御覽しなど爲させ給て、宇「遙に遠く侍ふ由歌に仕れ」

と仰言ありければ詠て奉りし。

白濱千鳥飛びゆく限ありければ、

雲立つ山をあはとこそ見れ。

最甚う愛させ給て、物被け給き。命だに心に叶ふものならばも、此の白女が歌なり。又鳥飼院に在したるに、例の倡婦們數多参りたる中に、大江玉淵が娘の、聲好く容貌美しげなれば愛憐がらせ給て、上に召上て、字玉淵は甚蕩ありて歌など巧く詠き。此の鳥飼といふ歌を人々の詠むに同心に仕りたらば、實の玉淵が子とは思召ん」と仰せ給を承りて即ち、

白深縁かひある春に逢ふ時は、

霞ならねど立ち上りけり。

など愛たがりて、帝より初め奉りて物被け給ふ」程の事、南院の七郎君に後見べき事など仰せられける」程など悉くぞ語る。

と號せり
清昭法橋
從二位高階成
侍の兄弟なり
神分心經
法會の初め
祇訪請の爲に
般若心經一卷
を讀む
を拂はんが爲
なり
表白
願文なり
佛に向て白す
清範律師
播磨未詳人
父母法宗興
空僧都の孫
弟情僧都の孫
極樂の蓮臺の
上に昇りて動
喜の聲を一聲
吼え給はん
なり
輕々なる云々

手輕なる往生
人となり
五大尊を安置
したる堂なり
五尊と大日
助明王は日
如來の教令
示現忿怒の
の惡魔を降
有する大威
一五四大降
の忿怒身八
の忿怒身八
すれは貧
三世といふ
軍をいへり
八臂明王
身行ひて疾
惱害する一
諸鬼神を降
王惡徳を伏
威と勢ある
大善を大

繁「延喜(醍醐)の御時に古今撰ぜられし折、貫之は更なり、忠峯や躬恒などは御書所に在りて侍ける程に、櫻の木に時鳥の啼を聞召て、四月二日なりしかば未だ忍音の頃にて、甚う興し在す。貫之の召出て歌仕う奉らせ給り。貫他夏は如何啼けん郭公、

此の宵ばかり奇きぞなき。」

其をだに尤勝き事に思ひ給しに、同じ御時に、御遊興ありし夜、御前の御階の許に躬恒を召て、字月を弓張といふ意は何の意味ぞ。是が理由仕れ」と仰事ありしかば、

躬照る月を弓張としもいふ事は、

山邊を指ていればなりけり。

と申たるを甚う感ぜさせ給て、大袿給りて肩に打ち被る隨に、躬白雲の此のかたにしも下り居るは、

護る功あるを
大徳といふに
金剛夜叉(持
者を持護せん
と誓ひて身
たる忿怒身
釋迦の化現と
もいふ)
侍らずやな
せんで居りな
か^{なり}
百人の僧の集
ることなり
題名僧
經名を讀
み上げる僧
その爲になり
行事二人
供養の掛にて
諸般の世話
する僧を二
の僧を五十
分け僧五人
づの世話を
受持たせられ

甚じかりしものかな。然許の者を近く召寄て勅祿給すべき事ならねど、
誹り申す人もなきは君の重く在し、躬恒が和歌の道に許されたるこそ
思ひ給しか。彼の倡婦們的歌詠しを感じ給るは然ぞ侍る。院にならせ給
ひ、都離れたる所なれば」といふこそ余りに老成たれ。

此の侍問ふ、侍「圓融院の紫野の子日の日、會禰好忠如何に侍りける事ぞ」と
と言ば、世「其れ甚稀有に侍りし事なり。然許の事に上下を撰せ、和歌を
賞せさせ給ん事實に口惜き事に侍れど、隠ひて優なる歌を讀み出さんだ
に甚無禮に侍るべき事に、座に直着に着たりし驚異き事ぞかし。小野宮
殿(資)閑院大將殿(光朝)などぞかし、「引き立よ引き立よ」と制てさせ給し
は、躬恒が別祿賜るに比較なき歌人なりかし。歌微妙とも折節區別を見
て仕るべきなり。怪うはあらぬ歌人なれど辛う劣にし事ぞかし」と言ふ。

しかり候ひ
しかば候ひ
かやうく
りしかばと粥
の事を申すな
ぬるて参り
たりとも
ぬるきを供し
てもなり
勘當
叱責なり
御賞
長保三年九月
十四日東三條
院四十算の御
賀を上東門第
にてせられ天
皇中宮行幸啓
ありしなり
關白殿云々
頼通(歳)頼道
長長(男)頼宗
九歳(同上)三
男)なり
納蘇
高麗傳來の樂
一名雙龍舞と

侍濃かに打笑て、侍「往古の甚き事どもの侍りけんは知らず、某物憶て後
不思議なりし事は、三條院の大嘗會の御禊の出東、大宮(上東)皇太后宮
(妍)より奉せ給りしぞありしや。大宮の一の車の口の眉に香囊懸られて、
空炷物燻れたりしかば、二條大路の満と煙り充たりし體こそ愛たく、今
に然許の見物又無し」と言ば世繼、世「然々如何許御心に入て挑みさせ給
りしかば。其に女房の御心の畏なさは、然程の事を簾下して渡り給にし
はとよ。惘しかりし事ぞかしな。物承る口に乘べしと思れけるが、後に
押下され給りけるとこそ承りしか。實に女房の辛き事に爲らるなれども、
主の思召ん所も知ず。男は得然あるまじくこそ侍れ。大方其の宮には心
鈍しき女房の在するにや。一品宮(禎)の御裳着に、入道殿(長)より、玉を
貫き巖を立て水を遣り、得も言はず調せさせ給る裳唐衣を先づ奉らせ給て、
道「就中取分て思召ん人に賜せよ」と申せ給りけるを、然ともと思ひ給り

もいふ、陵王のつがひに舞ふもの出所たしかならぬとぞ
 かうこそは「かうあるがよい」なり
 支那樂なり、蘭陵王長恭常に假面をつけて敵に對す嘗て周の師を撃ちて勇三軍に冠たりしかば齊人之を壯なり作りてその指揮撃刺の容に起らふより起るといふ捨り給はれなり
 この下に「とつ」の意あるべし

ける女房の賜らで、即て其の嘆に病付て、七日といふに亡せ給にけるを、何と甚然まで覺え給けむ。罪深く況て如何に嫉妬の心深く在しけむ」など言に驚嘆く、如何で斯く萬の事御簾の中まで聞たらんと怖し。斯様な女翁などの昔語するは、甚煩く聞ま憂きやうにこそ覺るに、是は只昔に立返り合たる心地して、又々も言かしたと應答へ、事問まほしき事多く心もとなきに、講師在しにたりと騒ぎ騒りし程に搔覺してしかば、甚口惜く、事果なんに人蹤て家は何處ぞと思し、講の半途ばかりの程に其の事となく響動て搔騒り出來て、居込たりつる人ども皆崩れ出る程に紛て、何處ともなく見紛してし口惜きこそ、何事よりも彼の夢の聞ま欲さに、居處も探ねさせんとし侍りしかども、一人々々をだに得見付す成にしよ。

いとからかりけり 女院は頼通の大やうに祿をかへりみもせざりしよりは、頼宗の嬉しげに小さき肩にかけて折返し舞はれしを愛で、かぶり給はせしかば、頼通の御師は益なき事教へ申せしとつらく覺えしなり
 少しむづからせ 頼宗は高松殿明子の出なり、頼通の生母倫子の不快に思はれしとなり
 後にこそ 頼通にもなり

かたのやうに 尋常になり
 大原野行啓 寛弘二年三月八日の行啓なり左大臣以下供奉、走馬十四、社司に賞あり、先例に五條后順子は車を用ゐられしを此時は輿なり
 かいねり重ね云々 裏表とも紅の衣を襲ね着たる上に黒の半臂を着用されしも珍しとなり、(半臂は普通束帯に袍と下襲の間に着るもの、衣の丈二尺餘、袖巾一寸五分、裾に襷とて巾七寸余の絹を付け左右の脇に十二づ、裳をたむ、背にも六たみみの襪二箇所あり倍子金にて染むる故黒色なるなり)
 闕腋 武官の朝服にて「ワキアケノ衣」といふ兩方の腋を縫ひ連ねず後の身を長く仕立てたるもの
 羅文 綾様の名なり羅文の闕腋は略儀なることなり
 公忠 従四位下右大辨なり
 ところおき 少し馬を叩へつゝ道長公に遠慮し後れ参るをなり
 制せさせ 後れ参るやう申されしなり
 こがわづくり 鍔金の金物を打ちたるなり
 おんめのと この下に「にて」の意あり次の御めのとの下も同じ
 男に成せ給はぬ 元服せぬをいふ
 髪つきたる云々 髪つきたる血まびれの人の頭あるを見つけたるなり
 なでう事かは ざりとて何事もなかりしとなり
 よき事にこそ 大入道殿のあへしらはれざりしはよき御處置なりしとなり

まぢかく 眼前にありても御簾の中の事はなり
駄 小荷駄馬なり

げらふに 私はなり

見きし給へし 見たりきいたり致しました事をなり

まことに人に 實際博識の貴殿如きに逢ひ奉りてはなり

承り申さまほしう 紛らはしく思ふ事をたしかめたしとなり

かうなりく さやうくその通りなどの意なり

我心に覺えて 心ありて故らになり

戒和尚云々 念佛授戒する高僧なりそれに招ぜられ給ふ佛菩薩を證人としてわが虚言せぬを明さむとなり

むねと 主としてなり

八萬歳云々 佛經の中にあるなり

入滅 周の穆王五十二年より後一條院萬壽二年まで一千九百七十四年なり

十代ばかりがほど 第一代神武天皇百廿七歳、第五代孝昭天皇百十四歳、第六代孝安天皇百三十七歳、第七代孝靈天

皇百廿八歳、第八代孝元天皇百十六歳、第九代開化天皇百十一歳、第十代崇神天皇百十九歳、第十一代垂仁天皇百四十

一歳等

影向云々 形をあらはさず影のみ参向し給ふ神佛だちなり神明は神、冥道は佛なり

よつきのぬしは 主よりはの意なり

高麗人 百濟、新羅と共に三韓といひて本邦に往來し、優れたる觀相家などありしと見ゆ、源氏物語に源氏を相せ

しも高麗人とあり

なほいみじ やはりえらいと相人を思ひしとなり

およびをさして 相人が賞資を指して貴臣よと相せしなり

まことにこれけ 自身等をいへり

人の許させ 語る事を人も承引して信じられんと自負せるさまなり

げらふ 下々の者の意なり

川尻 攝津國河邊郡なり

御覽じなど 御眼通りを許させられしなり

濱千鳥 濱千鳥を自身にたとへ雲を上皇にたとへていへり、いかに高く飛びても限ありて及ばねば白雲のたつ山を

淡(嗚呼にかけたり)と見るばかりとなり

命だに「命だに心になふものならば、なにか別れの悲しかるべき」として古今集離別部に入りたり詞書に「源の

さねが筑紫へ湯あみむとてまかりける時に、山崎にて別惜みける所にてよめる、白女」とあり

鳥飼院 攝津國島下郡にあり上皇の御幸ありしなり

大江玉淵が女 白女なり少納言玉淵は參議音人の子なり

即ち すぐになり

ふかみどり 大君の恵み深く效ある春といふ中に、みどりの「とり」と、その下の「かひ」とに鳥飼の意をふくめたり、

さて霞ならねど我等如き微賤の者も御前に立のぼり得となり

南院の云々 四條北、壬生の西にありし是忠親王の家なり七郎君は是忠親王の第七子にて源清平朝臣なり、それに

白女の後見をなしやれと命ぜられしとなり

古今 古今和歌集なり古今の序に延喜五年四月十八日大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恆、右

衛門府生壬生忠岑等云々とあり

いれは 「入れば」に「射れば」をかけたなり

大桂 白き大桂を賜りしなり

このかた 「此の方」に「此の肩」をかけたなり

許されたる 誰にも和歌の名人と承認されたとなり

さぞ侍る「もつともである」なり
 紫野の子の口 寛和元年二月十三日紫野に御幸あり公卿殿上人皆供奉す、御膳を供し了り人々破子籠物を賜りて後、
 救ありて御前の松の下に和歌の座を賜ふ、平兼盛、紀時文、清原元輔、曾根好忠、永原滋節等仕り黄昏堀川院に還御あ
 りしをいふ
 けうに 曾根好忠、永原滋節等召なきに席に列りしかば追ひ起てられ低頭して退くを衆人嗤ひしことなり
 大嘗會の御禊 長和元年閏十月廿七日東河(賀茂川)に御禊ありしことなり
 出車 儀式の時飾りに出す車、女房の袖口など簾の下よりことさらにこぼれ出でまするなり
 一の車 幾輛も出されし中のはじめの車なり
 眉 車の正面の破風形をいふ
 かは 「かまあ」なり
 あさましかりし 心なき女房にてさばかり立派に飾りたる御車の效もなく簾をおろして渡りしをいふ
 口に 車の口もとになり
 男は云々 男ならばよもやさる失策はせじとなり
 一品宮 この上に「又」の字あるべき文意なり前の處は上東門院の女房のこと、こゝは妍子后宮の女房の事なれば、
 さりとも さりとも我こそは常に后宮にも門院にも特別に思召さるゝ故に賜らんとの自信ありしなり
 罪深く 執着深きをいふ
 心もとなきに あとをなほきゝたきになり
 事はてなんに 講師の法談終らばなり
 その事となく 何か分らずなり
 かの夢 一品宮の後三條院を誕生さるべきことなり

大鏡活釋終

大正十四年四月七日印刷
 大正十四年四月十日發行

大鏡活釋

正價金貳圓五拾錢

著作者 小林 榮子

東京市神田區表神保町七番地

發行者 阪本 眞三

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 吉田 松次

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英 舍

不許複製



發行所

東京市神田區表神保町七番地
 振替貯金口座東京八七貳番

大同館書店

大 同 館 發 行 書 目 錄

| | | | | |
|-------|---------------|------|---------|-------|
| 小林榮子著 | 源氏物語活釋 | 全四六册 | 正價四圓八拾錢 | 送料廿四錢 |
| 小林榮子著 | 同 | 全四六册 | 正價四圓八十錢 | 送料廿四錢 |
| 小林榮子著 | 近松世話淨瑠璃集成 | 全四六册 | 正價參圓五拾錢 | 送料廿四錢 |
| 小林榮子著 | 近松時代淨瑠璃集成 | 全四六册 | 正價參圓五拾錢 | 送料廿四錢 |
| 小林一郎著 | 芭蕉名句評釋 | 全四六册 | 正價金貳圓 | 送料十八錢 |
| 小林一郎著 | 奧の細道評釋(附紀行文集) | 全壹册 | 正價壹圓參拾錢 | 送料十二錢 |
| 小林一郎著 | 七部集連句評釋 | 全四六册 | 正價參圓八拾錢 | 送料廿四錢 |
| 小林一郎著 | 芭蕉翁の一生 | 全四六册 | 正價貳圓八拾錢 | 送料十八錢 |

●新定國史教授用參考書として最も完備せる書●

京都府女子師範學校教諭 德重淺吉 同訓導 吉良佐太郎 共著
 京都府女子師範學校訓導 松本正男 同訓導 内藤孫一 共著
 東京神田 大同館 行發

史眼養成 國史教授の原理及實際

拾 版

(菊判最上製美本五學年用(上卷)正價參圓五拾錢送料十二錢)
 (全貳册千二百頁六學年用(下卷)正價金四圓五拾錢送料十八錢)
 嚮に本書上巻を出して世に問ふや教授參考書中の白眉として多大の推賞を蒙りしが爾來著者思を潜むると正に一年慘憺の苦心を嘗めてこゝに年來の蘊蓄を傾盡せるもの即ち本書下巻なり。而して今回は精到適確なる解説に加ふるに卓拔清冽なる批判を各項に設けて教授の徹底を計り教材も教科書以外に皇太子殿下の攝政なる一章を加へて英皇儲御來朝迄の最近の事歴を述へ終りに國史教授の基本問題史眼養成の方策等荷も現代國史教授界に於ける重要な諸問題には觸れざるなく上巻と相俟つて其の完璧を期せり。敢へて世の眞理を熱愛する教育家に一本を勸む。

~~532~~
~~1/14~~

913.393

Kol2

終

